

令和 8 年第 2 回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6 月 1 0 日（水）	
○開会及び開議	5
○町長挨拶	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町政に対する一般質問	9
4 番 大 塚 鉄 也 議員	9
1 番 新 井 健 司 議員	1 2
7 番 若 林 光 雄 議員	2 0
9 番 林 豊 議員	2 5
6 番 常 山 知 子 議員	3 6
○町長提出議案の報告及び一括上程	4 3
○議案第 2 5 号の説明、質疑、討論、採決	4 3
・議案第 2 5 号 皆野町デマンドタクシーの設置及び管理に関する条例の制定について	
○議案第 2 6 号の説明、質疑、討論、採決	5 0
・議案第 2 6 号 町職員等の旅費支給に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	
○議案第 2 7 号の説明、質疑、討論、採決	5 1
・議案第 2 7 号 皆野町営バス条例の全部を改正する条例の制定について	
○議案第 2 8 号の説明、質疑、討論、採決	5 6
・議案第 2 8 号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	
○議案第 2 9 号の説明、質疑、討論、採決	5 7
・議案第 2 9 号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	
○議案第 3 0 号の説明、質疑、討論、採決	5 9
・議案第 3 0 号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○次会日程の報告	6 0
○散 会	6 0



6月11日（木）

○開 議	6 3
○議事日程の報告	6 3
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第31号 工事請負契約の変更契約の締結について（皆野町新・学校給食センター （仮称）建設工事）	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	6 6
・議案第32号 財産の取得について（新学校給食センター食缶等）	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	6 7
・議案第33号 令和8年度皆野町一般会計補正予算（第1号）	
○補足答弁	7 7
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第34号 令和8年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	7 8
・議案第35号 令和8年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	8 0
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条 例）	
○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例）	
○承認第5号の説明、質疑、討論、採決	8 2
・承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度皆野町一般会計補正予 算(第10号)）	
○日程の追加	8 4
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	8 4
・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○保留答弁	8 5
○同意第2号の説明、質疑、討論、採決	8 5
・同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第3号の説明、質疑、討論、採決	8 6
・同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第4号の説明、質疑、討論、採決	8 6
・同意第4号 教育委員会委員の任命について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	8 7
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	8 7

○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	8 8
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	8 8
○議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について	8 8
○議決事件の字句及び数字等の整理	8 8
○閉会について	8 9
○閉 会	8 9

○ 招 集 告 示

皆野町告示第78号

令和8年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月4日

皆野町長 黒 澤 栄 則

1 期 日 令和8年6月10日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	新	井	健	司	議員	2 番	倉	林	郁	雄	議員
3 番	黒	澤	広	治	議員	4 番	大	塚	鉄	也	議員
5 番	林		太	平	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	新	井	達	男	議員
9 番	林			豊	議員	10 番	四	方	田	実	議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

令和 8 年第 2 回皆野町議会定例会 第 1 日

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、町長挨拶

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

4 番 大 塚 鉄 也 議員

1 番 新 井 健 司 議員

7 番 若 林 光 雄 議員

9 番 林 豊 議員

6 番 常 山 知 子 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 2 5 号 皆野町デマンドタクシーの設置及び管理に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 6 号 町職員等の旅費支給に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 7 号 皆野町営バス条例の全部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 8 号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 9 号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 0 号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、次会日程の報告

1、散 会

午前１０時００分開会

出席議員（１２名）

１番	新	井	健	司	議員	２番	倉	林	郁	雄	議員
３番	黒	澤	広	治	議員	４番	大	塚	鉄	也	議員
５番	林		太	平	議員	６番	常	山	知	子	議員
７番	若	林	光	雄	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	四	方	田	実	議員
１１番	内	海	勝	男	議員	１２番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒	澤	栄	則	副 町 長	長	島	弘
会 計 兼 管 理 者 会 計 課 長	若	林	直	樹	教 育 長	新	井	孝 彦
総務課長	橋	本	賢	伸	企 画 財 政 課 長	嶋	田	政 則
町 民 生 活 課 長	山	田		厳	福 祉 課 長	青	木	陽 子
健 康 課 長 こ ども 課 長	太	幡	和	也	参 事 兼 税 務 課 長	新	井	敏 文
産 業 観 光 課 長	三	橋	博	臣	建 設 課 長	吉	岡	明 彦
教育次長	白	石	純	一				

事務局職員出席者

事務局長	持	田	和	久	書 記	黒	沢	倫 之
------	---	---	---	---	-----	---	---	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前10時02分)

○議長（林 太平議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより令和8年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎町長挨拶

○議長（林 太平議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第2回皆野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに、心から御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、日頃から地域づくり、まちづくりにご尽力いただいておりますことに対し、敬意と感謝を申し上げます。

また、本日傍聴にお越しいただきました皆様におかれましては、町政に関心を持ち足をお運びいただきましたことに御礼申し上げます。

まず、秩父地域1市4町が連携して取り組んだ事項についてご報告いたします。

4月3日、秩父地域1市4町の市長及び町長で財務省を訪問し、片山財務大臣に対し水道事業に係る財源確保についてお願いをいたしました。秩父地域では、平成28年に水道事業の広域統合を実施し、施設の統廃合や強靱化を進めてまいりましたが、施設の老朽化や物価高騰の影響により今後も多額の財源が必要となります。荒川上流域として首都圏の水源を支える地域の役割も踏まえ、国による継続的な支援の必要性をお伝えしてまいりました。引き続き秩父地域1市4町が連携し、安全で持続可能な水道事業の運営に向けて取り組んでまいります。人口減少や物価高騰など町を取り巻く環境が変化する中であっても、町民の皆様の日常を支えながら、将来につながる取組を着実に進めていくことが重要であると考えております。

続いて、3月定例会以降の主な町の取組についてご報告いたします。

3月、埼玉りそな銀行様と空き家等の有効活用等の促進に関する協定を締結いたしました。皆野町においても、空き家の管理や利活用は重要な課題となっております。今回の協定により幅広い企業ネットワークを生かした新たな支援が可能となり、空き家対策における選択肢が広がりました。今後も秩父空き家バンクの取組と併せながら地域の実情に即した取組を進め、地域の活性化につなげてまいります。

4月、ちちぶエフエムにおいて「みんなで皆野わくわくラジオ」をスタートいたしました。毎月第1金曜日の正午から放送しており、皆野町の取組やイベント情報、地域の話題などをお届けしております。町政や地域をより身近に感じていただける機会となるよう引き続き情報発信に努めてまいります。

5月、町の恒例イベントであるFun Trails Round みんなが開催され、町内外から1,100人を超える皆様にご参加をいただきました。大会の開催にご尽力いただきました関係者の皆様に

感謝を申し上げます。

また、5月21日から6月7日まで、2年ぶりとなる天空のポピーを開催いたしました。昨年は、彩の国ふれあい牧場及び東秩父村と連携しながら雑草対策に取り組み、本年は2年ぶりに開催することができ、多くの皆様にお楽しみいただきました。開催に当たりご協力をいただいた関係者の皆様に感謝を申し上げます。

また、現在建設中の新・学校給食センターにつきましては、中東情勢の緊迫化に伴う資機材調達への影響も懸念されましたが、工事は順調に進んでおり、予定どおり7月中旬に完成する予定です。

また、この後ご審議をいただきます令和8年度一般会計補正予算（第1号）では、シェフ給食に係る経費を計上しております。これは、パレスホテル大宮の毛塚総料理長のご協力を得て実施するもので、子供たちが食への関心を高め、食の大切さや楽しさを学ぶ機会となるよう取り組むものでございます。新たな給食センターではこうした取組も進めながら、これまで以上に安全安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、地場産食材の活用や食育の充実を図ってまいります。

本定例会の町長提出議案は、令和8年度一般会計補正予算（第1号）のほか、デマンドタクシーの本格導入や町営バス路線の見直しなど地域公共交通の再編に係る議案や、新・学校給食センターの整備に係る議案をはじめ18議案でございます。ご審議を賜り、可決承認、同意いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

なお、令和8年3月に改訂いたしました皆野町新型インフルエンザ等対策行動計画及び令和7年度教育委員会の事務執行に関する点検評価報告書を議案と併せ配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（林 太平議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（林 太平議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 太平議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1 番 新 井 健 司 議員

2 番 倉 林 郁 雄 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（林 太平議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの3日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（林 太平議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

3月23日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会令和7年度第4回定例会に副議長と出席しました。

月が替わりまして、4月3日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会役員会に出席しました。

月が替わりまして、5月25日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会臨時役員会に出席し、28日、秩父地方庁舎で開催の秩父地域議員連盟第1回役員会に副議長と出席し、29日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会定例総会に副議長と出席しました。

次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたらお願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田実です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

令和8年5月29日、秩父市役所本庁舎4階議場において全員協議会が開かれ、若林光雄議員とともに出席をいたしました。

諸報告といたしまして、事務局報告事項として、1つ目、新汚泥再処理センターの建設計画の再検討、2つ目が清流園の外部委託について説明がありました。

消防本部報告事項として、1つ目、秩父市浦山林野火災概要について報告がありました。この概要は、発生日時、令和8年2月4日15時15分発生、覚知したのが2月4日の15時48分、秩父消防本部、鎮圧日時が令和8年2月13日17時、鎮火日時は令和8年2月27日10時、覚知から鎮火までは24日間でありました。災害状況は、出火場所は秩父市浦山151番の大谷地区、出火原因は、畑内で枯草焼きを行っていたところ、想定以上に燃え広がり、付近の枯草から山林へ延焼したものです。被害状況は、林野被害が約105ヘクタール、人的被害が軽傷者1名で、70歳の女性だそうです。建物被害は1棟、これは空き家だったそうです。応援隊については、ちょっと長くなりますので、割愛をさせていただきます。

続いて、消防本部報告の中の2つ目、消防指令業務共同運用に係る報告として、熊谷市消防本部、行田市消防本部、秩父消防本部、児玉郡市広域消防本部、深谷市消防本部の5つのブロックが消防指令共同運用ということで、これから協議が始められるそうです。

3つ目の水道局報告事項は、給水装置工事助成金交付要綱策定についてが1つ。それから、2つ目は、皆野浄水場の稼働終了について報告がありました。

続いて、同日令和8年5月29日、秩父市役所本庁舎4階議場において臨時議会が開かれました。最初に議長選挙が行われ、秩父市の小櫃市郎議員が議長に選任されました。これは、秩父市の市議会議員選挙があったときに人事が替わったものです。

管理者提出議案は1件で、広域市町村圏組合一般会計補正予算です。これは、可決、承認をされました。

以上で、秩父広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

○議長（林 太平議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から、組合会議の報告事項がありましたらお願いいたします。

2番、倉林郁雄議員。

〔2番 倉林郁雄議員登壇〕

○2番（倉林郁雄議員） おはようございます。2番、倉林です。本日お忙しいところ傍聴席にご臨席をいただきました皆様方に感謝を申し上げます。

令和8年第1回皆野・長瀬下水道組合議会定例会報告をいたします。

令和8年3月16日月曜日、皆野・長瀬下水道組合、長瀬浄化センター会議室にて令和8年第1回定例会が開催されました。出席議員の8名が出席し、定員に達しており、開会いたしました。また、説明のため出席した管理者ほか5名の同席をいただき、議論をいたしました。

議題につきましては次のとおりでございます。1、議席の指定、議席指定は、長瀬町議員の村田徹也議員が8番と指定されました。2、副議長の選挙、副議長は長瀬町議員の村田徹也議員が選任されました。3、常任委員会の選任、常任委員は、長瀬町議員の村田徹也議員が下水道常任委員に選任されました。4、諸般の報告、議長から報告事項があり、例月出納検査結果の報告事項がありました。管理者の報告事項は、公共下水道事業に関する事業報告と公共浄化槽事業に関する工事申請状況報告がありました。また、総務課関係事項や入札結果報告がなされました。5、組合の事務事業に関する一般質問、一般質問者は2名の議員から、皆野町議員の新井健司議員、倉林郁雄議員から質問事項がありました。管理者提出議案の報告及び一括上程、管理者提出議案は5件の提出議案があり、審議が行われました。管理者提出議案の報告に関しましては、次のとおりでございます。改正条例3件、補正予算1件、決算認定1件です。提出議案の報告に関しましては、全て承認、認定されました。7、議長の選挙選出、黒澤議長の辞任に伴い議長の選挙が行われました。後任といたしまして、新井達男議員、皆野町が選任されました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合議会定例会の報告といたします。

○議長（林 太平議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（林 太平議員） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、4番、大塚鉄也議員の質問を許します。

大塚鉄也議員。

〔4番 大塚鉄也議員登壇〕

○4番（大塚鉄也議員） 皆さん、お疲れさまです。この時期、執行部の皆様方はいろいろな会議と、また今回の議会の準備等でお疲れだと思いますが、少しの間、よろしくお願いいたします。

ここ最近、大分涼しい日が続いております。5月の第3週あたりからかな、30度超えの大分暑い日となり、またその後すぐ雨が降ると、しまい込んだ冬物を引っ張り出すような、そんな気候変動が続いております。私の質問は、真夏に対する対策等です。7月、8月、9月ぐらいまで大分暑さも厳しくなると思いますので、一般質問をいたします。

質問事項、真夏の施設利用と熱中症対策について。1つ目が、真夏の施設利用について、指導はどのようにしますか。2つ目、小学校、中学校の体育館にエアコン設置を考えておりますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 4番、大塚議員から通告のありました質問事項1、真夏の施設利用と熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の真夏の施設利用について指導はどのようにしますかについてお答えいたします。各種競技団体で構成するスポーツ協会、スポーツ少年団については、関係者が集まる会議の機会を捉えまして、熱中症予防の説明、運動可否判断や発症時の対応など注意喚起の働きかけをしております。また、それらの団体所属以外、個人利用の方については、利用申請時に資料をお渡しし、同様の注意喚起をまいります。

続いて、②、小学校、中学校の体育館にエアコン設置を考えていますかについてお答えいたします。学校体育施設として体育の授業、行事等を円滑に進めるため、また社会体育施設として町民をはじめとした多くの方の健康維持促進のためにも、近年の気温の上昇にあっても快適に活動できる環境は必要であると認識しております。体育館のように大きな空間の空調設備となりますと大規模な事業になりますことから、財政部署と協議しながら設置に向けて考えてまいります。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） それでは、一つ一つまた質問いたします。

施設利用の指導としては、今、暑さ指数を示す温度計みたいなものがあります。そういうものを設置はされたのでしょうか。これからでしょうか。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 大塚議員のご質問にお答えいたします。

現在準備中でございます。

以上です。

○議長（林 太平議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） 大分前から私も設置をお願いしていたわけなのですが、私も野球、ソフトボールをやっている一人として、やっぱり競技に本気になりますと、ちょっと調子悪いなというときには大分体にダメージがある状況です。そこで、目に見て判断ができるものをすぐにでも設置するべきだと思います。WBGT暑さ指数、1対7対2、気温、湿度、輻射熱、やっぱり湿度は秩父は大分あります。気づいたときに、本当に私たちのチームの仲間も、もう駄目だというときには、若い子も本当に大分ダメージがある状況です。また、去年の秩父管内以外のサッカーの試合で50歳以上の大会がありました。その中で、熱中症に51歳、52歳ぐらいの方がかかり、「ちょっと調子悪いから、熱中症だと思うから家へ帰って休むね」と帰って、次の日、亡くなっていたという状況もあります。暑さ指数とか雷は、今、国から県、県から市町村へ、大分強い勧告をされております。その中で、やっぱり早くに設置したりするのが私はいいと思います。

また、暑さ指数31を超えたときに、もう直ちに作業をやめて涼しい場所で待機しろとかいろいろありますが、7月、8月、9月、恐らくそういう指数の示される日はあると思います。その中で、私は、皆野町の防災無線をやっぱり利用して皆野町全体に示したり、あとはSNS、みんなの安心・安全メールで示す、それが大分必要な状況ではないのかなと思います。防災無線となりますと総務課ですね、担当は。新たに就任された総務課長はどのように考えを持っているか、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

○議長（林 太平議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） 健康こども課長からお答えいたします。

町民へ広く注意喚起を行うということで、安心・安全メール、あるいは防災行政無線を使った注意喚起のほうを行っております。昨年度は、暑さ指数33、こちらは熱中症警戒アラートの発令基準となっておりますが、そちらを基準として運用を行ってまいりました。結果といたしますと、7月から9月までの間で33となった日は2日のみとなっております。それ以外にも、県からの注意喚起のメールがあった日ですとか、明らかに暑くなるような状況で、注意喚起が必要だという日に関しましては、課内で協議の結果、注意喚起を、防災行政無線を使った周知を行ったところでございます。実績といたしましては、昨年度11回行っております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） 去年も、防災無線、また安心・安全メールを利用しているということで、年々やっぱり花粉と一緒に暑さも厳しくなるという予想がされております。大切な命がかかっておりますので、こんなぐらい大丈夫かではなく、本当に一人一人の住民を守るように、いろんな手段を使っていただきたいと思います。

それでは、エアコンの設置について質問させていただきます。小学校2か所は避難所としても利用されております。また、小学校、中学校の体育館とありますが、日野沢のわく・ワクセンターも、やっぱり真夏は借りる人もいるのかなと思います。真夏、エアコン設置を考えております。今年ではつけない状況で、7月、8月の施設を禁止にするのですか。危ない場所を皆野町が貸す、それでもなければ、借りる人が行く前に全部開けて、扇風機ががんがん回して温度を下げるとか、もう閉め切りでむんむんしているところを貸しますよ、どうぞ自由に使ってください、あとは自分たちでお願いします。もし熱中症で倒れて取り返しのつかないことがあった場合、言ったではないかでは済まないです。やっぱり危険な場所と分かっ

て貸すわけですから、その準備はちゃんとするような考えはありますか。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） ご質問にお答えいたします。

実際の施設利用につきましては、基本的には運動の可否は利用者に判断をしていただくのが肝要かと考えております。先ほどおっしゃっているとおり、その際の判断材料としては、各施設に暑さ指数計を配置して、熱中症の予防の指針の資料を掲示してご判断をいただくような材料を準備中でございます。先ほど議員がおっしゃったように、前々からその辺のご指摘いただいておりますけれども、新年度を迎えてきて準備と思っているところで、思いのほか早く、かなり暑い日が発生してきているということで、取り急ぎ準備をしている最中でございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） 借りる人がやっぱり自分たちで注意するのが一番安全だと思いますが、先ほど言ったように、体育館なんて閉め切りの場所へ入っていったら40度以上になっていますよね。幾らか夜間になって涼しくなっても、真夏のことですから、あんまり危険な状況で判断しろではなく、危険な状況の時期には貸さないぐらい徹底しないと、間違いがあつてからでは遅いです。

また、先ほど言いました避難所にもなっております。もし真夏に避難するような状況になった場合、体育館、小学校3か所、中学校1か所、わく・ワクセンターで1か所で、これをエアコンというとな分予算がかかって、教育委員会だけで考えるのは結構大変な状況だと思います。この避難所としてのことを考えたり真夏の利用を考えたり、エアコンの設置、町長はどのように考えておりますか。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 大塚議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

現実的にはなかなか難しい問題というふうに認識をしております。学校の例えば体育館、学校施設としても活用していますし、体育施設としても利用しておりますし、避難所としての機能もございますし、今後は、例えば国神小学校であれ三沢小学校であれ、統合した後には、地域を元気にできるような拠点として、地域の意見も聞きながら活用をぜひしてほしいのだというようなご意見をいただいている中で、ではそこに空調設備をどういうふうに整備していくのかということだと思います。ただ、大変な金額がかかるものですから、立ちどころに一度に整備をとか、全部にというようなことも非常に慎重な議論が必要かなと思っておりますけれども、そういったことの中では、やはりまずは町側から安全面に対してのきちんとした啓発をしっかりさせていただくということと、できる対策として、大塚議員がおっしゃっていただいたような危険性の見える化というのでしょうか。今日は数値がここまでいっているから危ないねというようなことを見える化させていただく中で、やはりご利用者様一人一人もご自身で気をつけていただく部分、お互いに取り組むということが大事なというふうに思っております。

先般、昨年ですが、長瀬で行われた、あれは生涯野球と申し上げていいのでしょうか。あのときに皆野町が見事、年配の皆様、優勝されまして、そのときの掛け声が、「一生懸命やるけど無理はしない」という掛け声で野球のほうに取り組んでおられましたので、そういった部分もぜひ一人一人が意識していただいて取り組む中で、よい答えを探っていければいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。やっぱり一生懸命やるけど無理はしない。現実には、一生懸命やっていると無理してしまうのです。自分の体調も忘れるぐらい頑張り過ぎて、やっぱり一息ついたときに、調子悪いな、具合悪いなとかかります。つい最近では、福島県郡山市の磐越自動車道の事故、やっぱり高校生が犠牲になって、あれも責任問題で初めは、受けた側か、それから学校側かで大分言い訳みたいなやり取りしておりました。その昔では、落雷で撃たれた方が、やっぱり三十四、五年前の話で、いまだに重度の障害を抱えて、一生懸命頑張って生活をしている。そういう中でも、誰かが責任を取らなければいけない状況です。このサッカーの落雷のときは、当時の体育協会、大きい町だか市の体育協会2つが責任を取れと、そこの市か町から言われて、払い切れないで倒産いたしました。今回の福島県の郡山市の事故も、やっぱり運転手が異常な状況で、なぜそんな状況でハンドルを握ったかな。亡くなった学生さんは帰ってこないです。

そういうことを考えたら、やっぱりそういう暑さに対することとかは、後回しではなく第一に考えて、それで施設利用を一生懸命やっていただく。また、皆野小学校なんか去年聞いたときには、「もう本当に温度計とにらめっこしながら子供に指導しております」と校長先生がおっしゃり、そのぐらい神経を使っております。真夏で外へ出られなければ、体育館で何か動こうとか、そういう状況ができるように、エアコンの設置は早め早めで考えていただかないと、これからの時代、年々例年以上に温度が高くなるとかいう状況ですので、本当に春、秋がなくなるような状況になってくるような気がいたします。やっぱりそういう環境に対応する動きを町としてもしっかりとつくっていただきたいと思います。町長大変ですが、そういうのもしっかりと考えていただきたい、そのように思います。

私からの一般質問は以上です。どうもありがとうございました。

○議長（林 太平議員） 次に、1番、新井健司議員の質問を許します。

新井健司議員。

〔1番 新井健司議員登壇〕

○1番（新井健司議員） 皆さん、こんにちは。1番、新井健司です。傍聴にお越しいただいた皆様、皆野町議会並びに皆野町町政に関心を寄せていただき誠にありがとうございます。

さて、5月26日に、ぼくらのミナノベース、そこで美沢川おそうじ大作戦が行われました。これは、三沢小学校ファイナルイベントの第2弾で、三沢小学校の山口校長先生が企画、実行され、元地域おこし協力隊員でミナノベースのオーナーである松藤裕也さんの協力により行われました。お二人の熱い思いが通じ、地域の皆さん、町職員をはじめ地域おこし協力隊、埼玉県水環境課、リバサポメンバーズ、ものつくり大学、世界一周大学、早稲田大学など様々な人が集結し、三沢小学校の子供たちと美沢川をきれいにしようと力を合わせていただきました。私は最後までいられませんでした。80人から100人ほど集まったのではないかと思います。また、子供たちのためにライフジャケットを準備してくれた方や、実際に午前中、美沢川で釣った魚を水槽に入れ、子供たちに見せてくれた方もいらっしゃいました。153年の歴史に幕を下ろす三沢小学校の子供たちにとって、よい思い出になったことは間違いないと私は信じています。

また、小泉龍司衆議院議員の活動報告書の中の令和8年度地元関連予算の中に、「親鼻祇園祭山車修理

807万5,000円」と記載がありました。これは、いわゆる文化庁の補助金だと思います。親鼻の皆さんの熱い思いを町の担当者がつないでくれた、私はそう思っております。この補助金をもらうためには大変なご苦勞があったと思います。皆野町伝統文化連絡会議の立ち上げなど様々な苦勞があったと思います。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問に移りたいと思います。1、UAV技術活用による防災・有害鳥獣対策について。町は、山間地を多く抱え、秩父地域特有の地形条件があります。人口減少や高齢化、職員数の制約が進む中で、限られた人員で安全対策や住民サービスを維持する必要があります。近年、UAVは防災、消防、有害鳥獣対策、災害時輸送などで急速に実用化されています。そこで伺います。

- ①、消防・防災分野への活用。
- ②、熊、鹿、イノシシ等の有害鳥獣対策。
- ③、災害時の孤立集落への物資輸送。
- ④、その他行政分野。

それぞれについて導入・研究状況を伺います。

2、公共施設におけるバリアフリー環境整備について。近年、高齢化の進展や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して公共施設を利用できる環境整備の重要性が高まっています。町内の公共施設においても、トイレや出入口など日常的に利用頻度の高い場所について、安全性や利便性向上の視点が求められています。特に高齢者の方からは、トイレ利用時の立ち座りが困難であること、荷物を置く場所がない、また施設出入口のスロープ部分に手すりがなく不安を感じるとの声を聞いております。そこで伺います。

①、町内公共施設のトイレや出入口スロープ等のバリアフリー設備の整備状況をどのように把握しているのか。

②、手すり未設置箇所の現状認識と課題について伺います。

③、トイレへの手すり設置や出入口スロープへの手すり設置など、安全対策の整備を進める考えがあるのか。

3番、老人福祉センター長生荘の管理運営について。老人福祉センター長生荘の使用料は、令和8年4月1日から変更になりました。また、営業内容にも変更があったと聞いております。そこで伺います。

①、営業内容の変更内容とその理由について伺います。

②、利用者の多くは高齢者であり、情報取得手段も限られる方がいると思われます。変更内容について、いつ、どのような方法で住民周知を行ったのか伺います。

③、令和7年4月・5月と令和8年4月・5月の利用実績について、比較を含め伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

〔総務課長 橋本賢伸登壇〕

○総務課長（橋本賢伸） 1番、新井健司議員から通告のありました質問事項1、UAV技術活用による防災・有害鳥獣対策についてと、質問事項2、公共施設におけるバリアフリー環境整備についてお答えいたします。

まず、町では、UAVを所有している町内業者2社と災害時等の連携協定を締結しており、有事の際に現場確認などの協力体制を構築しております。ご質問の消防防災分野の活用では、現場全体の状況把握や、人が近づけない場合にUAVを活用することは有効であると考えております。また、秩父消防本部も消火

活動や水難救助にUAVを活用しており、3月の美の山の火災では、上空からの状況把握に使用した実績もございます。また、災害時の孤立集落への物資輸送でもUAVの有益性は認識しているところでございまして、令和5年3月には日野沢地内で孤立集落を想定した物資輸送、住民の安否確認、道路インフラ被害状況確認の訓練を実施しております。また、令和6年11月には、同じく日野沢地内で住民参加型避難訓練において同様の訓練を実施しております。今後は、他の地域でも災害を想定した訓練においてUAVを活用してまいりたいと考えております。

また、ご質問の2項目め、熊、鹿、イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、現時点では実際の活用や今後の具体的な取組の構想はございません。

また、ご質問の4項目め、その他行政分野では、橋梁の点検、補修においてUAVを活用した業務委託を実施しております。今後についても、UAVの特性を生かした取組について研究してまいります。

次に、質問事項2、公共施設におけるバリアフリー環境整備についてお答えいたします。まず、ご質問の1項目め、町内公共施設のバリアフリー設備の整備状況の把握でございますが、町有施設の管理システムがございまして、これにより情報管理しております。ただ、ご質問のトイレの立ち上がりが困難、これは手すり設置の有無と考えますが、手すり等荷物棚の情報は把握してございません。これにつきましては、今後、情報を追加してまいります。

次に、2項目め、手すり未設置箇所の現状認識と課題についてですが、これまで手すり設置の状況を把握してございませんでしたので、現状認識と課題について持ち合わせてございませんでした。今後調査する中で確認してまいります。

次に、安全対策の整備を進める考えについてですが、必要なことと考えますので、役場庁舎のトイレなど優先度の高いところから対応してまいります。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

〔福祉課長 青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子） 1番、新井健司議員から通告のありました質問事項3、老人福祉センター長生荘の管理運営についてお答えいたします。

まず、運営の変更内容と理由についてですが、長生荘の利用料金を改定し、町外の方の料金設定を新たに設けました。また、入館時間を午前10時から午後5時とし、新たに祝日を休館日としたものでございます。これは、昨年実施したアンケート結果や受付などの職員の少なさによる利用者の安全面などを考慮したものでございます。周知につきましては、長生荘玄関前に掲示したほか、町のホームページや6月に地域包括支援センターが発行しているセンターだより「ええげえし」にも掲載いたしました。アンケートの結果から、長生荘の利用者の多くが固定客であること、また町民に長生荘を知らない方が多いことなどから、今後様々な事業やイベント等、広報等で周知をしてまいりたいと思います。

次に、令和7年度と8年度の4月、5月の利用者の比較ですが、令和7年度4月813人、5月810人に対し、令和8年度4月591人、5月465人で、残念ながら減少しております。今後、町内の高齢者が行ってみなくなる長生荘を目指し、利用促進に努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1番（新井健司議員） ありがとうございました。それでは、気になったところを再質問させていただき

ます。

まず、UAV消防・防災分野について、美の山の火災でも利用があったということでしたので、やはりUAV技術、かなり進んでいるなと思いました。消防分野ではそういった活用があったということで、今後も進めていただきたいと思います。

2番の、有害鳥獣対策、取組がないということでしたので、これは6月6日、みんなの学校in駒形テラス、私参加させてもらいました。ここで、そのときの講師、地域おこし協力隊の宇田川隊員だったのですけれども、宇田川隊員に「UAV活用はどうですか」と聞いたら、「有効だ」という答えをいただいたのです。そのときに、横瀬町の黒澤副議長さんも参加されていまして、横瀬町は実証実験を行っているところでおっしゃってもらったのです。皆野町は今後、実証実験を考えてみませんか。どうですか。

○議長（林 太平議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） お答え申し上げます。

今後、情報収集には努めてまいりたいと考えております。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1番（新井健司議員） ぜひとも検討していただきたいと思います。やはり赤外線を使った探索とか追い払い、有効であるというふうに聞いていますので、ぜひとも皆野町も情報収集いただいて検討をお願いします。

そして3番目、災害時の孤立集落の物資輸送、私もユーチューブ等で実証されたのを見ました。私の記憶が間違いでなければ、麓のパイロットが途中まで飛ばして、集落のパイロットが途中で引き継いで操縦するというふうに聞いております。

そこで、皆野町も多くの集落があると思うので、全部とは言いませんが、パイロットを集落に育成して、例えば麓から飛ばして地元のパイロットに引き継ぐということを考えてみませんか。どうですか。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） 質問にお答えいたします。

今後の課題として受け止めさせていただきたいと存じます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1番（新井健司議員） 実は、これは町民の方から私に提案がありました。町民の方でもこういったことを考えている方がいらっしゃるの、ぜひとも町の職員の皆さんも、担当ではなくても皆さんの知恵を出し合って、今後ぜひとも導入、検討してみてください。よろしくお願いします。

その他行政分野、橋梁の点検で委託した経緯があるとお聞きしました。ぜひともこういったことを増やしていただきたいと思います。

それと、5月21日から6月7日まで天空のポピー2026、開催されました。西武池袋線の池袋駅の改札を入ったところに大型のスクリーンがあるのです。そこで、この天空のポピー、かなり流されていたのです。そういったことも観光の人数を増やすことにはかなり私は役立っているのではないかと思います。ですの、これUAVを使って天空のポピーの撮影をして流す、そういった観光を考えたらどうですか。

○議長（林 太平議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） お答えいたします。

実は過去にもドローンで撮影をして画像映像保存をしたこともございます。あの場所でのポピーについて、正直上からの撮影はあまりきれいに映らないというのが映像を見た正直な感想でございます。撮り方

の工夫であるとかそういったものもあろうかと思うのですが、貴重なご提案として受け止めさせていただきます。

以上です。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） よく分かりました。ポピーに限らずいろんなことで今後利用していただければと思います。検討をお願いしたいと思います。

それと、UAV活用のワークショップを実施された経緯があります。それは今も続いているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるワークショップがどの時期に行われたものか、ちょっと判然としないところはございますけれども、私の記憶の中では、このドローンの物資輸送の実証実験をやった当時に、早稲田大学と連携をいたしましてそういった形、様々な防災面、あるいはそれ以外の分野でもドローンの活用ができないかというワークショップを実施したことがございます。そのワークショップは当時1回実施したのみでございまして、現在は実施しておりません。

以上です。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ぜひとも今後も開催していただきたいと思います。非常にUAV、いろんなことに有効だと思いますので、ぜひともお願いします。UAVについては以上で終わります。

次に、公共施設のバリアフリーですけれども、管理システムがあるということをお聞きしました。これはとてもいいことだと思います。そこにいろいろと手すりなどの状況をプラスしていただければいいと思います。これは、町民の方から声をいただいたのです。総合センターの入り口、階段があって真ん中にスロープがある。ただ、スロープは手すりがなく非常に怖い思いもするので、利用できないという方からお声をいただきました。なので、階段部分でもいいので手すりを設置していただけないかという声があったのです。それについてどうお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） お答えいたします。

皆野総合センターにつきましては、社会教育施設として様々な方に安心してお使いいただくことは大切なことと考えております。利用者の声を聞いて、どういう設置が望まれているか、その辺を調査しまして整備に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ありがとうございます。ぜひともご検討ください。よろしくお願いします。

それから、役場庁舎のトイレについても声をいただきました。役場庁舎、私は男性のトイレしか入ったことないのですけれども、その方は女性だったのですけれども、その方の声ですと、役場庁舎のトイレは荷物をかけておくフックがあると。ただ、その方は、荷物を腕が上がりずかけられないそうです。「どうしているんですか」と聞いたら、「しょうがなく床に置いているんですよ」という声をいただいたのです。そこで、私あるホームセンターのトイレを利用したときに、簡単な台を設置しているのを見たのです。だ

から、別にトイレ専用のものをつけろということではなく、ぜひ皆さんのアイデアを出し合っていて、何かそういった、すのこに毛の生えたようなもので構わないと思うのですけれども、ものづくり大学との連携もありますから、ご検討していただくことはできないでしょうか。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

庁舎の個室トイレはかなり狭いという状況もございますけれども、工夫して対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ぜひともお願いします。

それから、近隣の自治体の庁舎へ行く機会があります。そういったときに私トイレを拝見しているのです。様々ですけれども、男性の小便器に既に手すりを設置している。役場の外のトイレの設置がありますけれども、ああいったことをしているところもあるし、あと便座クリーナーが設置されているところもあります。洗面台に石けんだけではなく消毒液も置いてあるところもあります。皆野町の役場の庁舎にはないものがたくさんあるのですけれども、私こういう話を聞いたことがあるのですけれども、便座にトイレットペーパーを敷いて使用される方がいると。そういったトイレットペーパーのことを考えれば、便座クリーナーのほうが有効かなとか考え方ができると思うのです。また、手を洗わないで消毒だけする方、消毒液があると消毒、そういった方がいるという話も聞いています。何が言いたいかというと、皆野町のトイレは、独特なトイレであって私はほしいと思うのです。皆野町のトイレへ行きたいと思わせるようなトイレ、皆さんがいろんなアイデアを出し合っていただければできるのではないかなと思うのです。私の提案とすると、男性はハンカチを持っていない方もいらっしゃいます。そうすると手を洗わない可能性が多いです。ですから、ペーパータオルを置く、そういったことでも違うのではないかなと思うのですけれども、そういったアイデアを出し合って変えていこうという考えは、どうですか、検討いただけないでしょうか。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

大変貴重なご意見をいただいたと認識しております。今後研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ぜひともお願いしたいと思います。

次の長生荘の管理運営についてに移ります。あそこはカラオケの設備があります。これについても時間の変更はあったというふうに聞いていますので、変更内容を教えてください。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

長生荘のカラオケの利用についてですが、今まで週5日間、13時から17時だったものを、火曜日、金曜日の週2日間、13時から16時と変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） 分かりました。カラオケの利用がかなりあるというふうに私は聞いているのです

けれども、この週2日になったことによって利用者が減ったというふうには考えられませんか。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

利用者の減少につきましては、議員ご指摘のとおり、カラオケを毎日楽しみに通っていた方、特に町外の方の多くが来なくなってしまったことが大きな理由と認識はしております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1番（新井健司議員） 分かりました。長生荘の活用方法を今後変えていくという計画があるのだと思うのですけれども、ミナノサミットでも内容、利用方法を検討したというふうに聞いているのですけれども、そこで何かよいものが出たのかどうかお聞かせください。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

今回、長生荘、新規の利用者の増大を目的に様々なアイデアを、高齢者の方はもちろん、多くの関係機関に聴取をしております。その一つとして、デジタルラボみなのに協力を依頼し、ミナノサミットにてアイデアを募ったというところがございます。そのアイデアの中には、スマホの使い方の教室、相談であるとか、スマホやタブレットなどを活用したeスポーツやゲームなど、またエアロビクスやダンス、ピラティスやヨガなど様々なアイデアが聴取できたところでございます。また、先ほど来のお話の中で、カラオケについては全て否定しているものではなくて、カラオケの健康の効果なども担当課としては認識はしておりますので、より多くの方が歌を歌うというところで、これらの健康のメリットをその場で多くの方が共有して実感できるというような工夫も今後必要と感じているところでございます。

以上です。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1番（新井健司議員） よく分かりました。非常に考え方はよく分かるのですけれども、カラオケを週2日にすることによって利用者が減った。週2日にするのは私は構いません。そう思っています、私個人は。それは町の考え方ですのでいいと思うのですけれども、ただ週2日にしたのであれば、それに代わる何かを用意しておかなければまずかったのではないかと私は思うのです。ですからこれだけの利用者が減ってしまった。ですので、何かを減らすときは、何かほかのものを準備しておかなければいけない。そうでなければ利用者が減る。これはやっぱりそのとおりになってしまったのです。先ほどミナノサミットの件を出しましたけれども、地域おこし協力隊員が長生荘を知らなかったという隊員もいるのです。ですので、長生荘のPRができていないのではないかと。町民の方でも長生荘のことを知らない町民がいるかもしれない。やはりそういったところを工夫していかないと利用者は増えないです。やはり先ほど来、最初の挨拶から、親鼻の皆さんの熱い思いという話を私はしてきましたけれども、長生荘においては熱い思いが感じられない。なので利用者は増えない。私は今後も増えないと思います。やはり熱い思いを持って長生荘を変えるのだというものがなければ変わらないと思うのです。ぜひとも熱い思いを持って長生荘をよくするのだ、長生荘を利用してもらって町民の方の健康を維持するのだという熱い思いを持っていただきたいと思います。

皆野町のホームページ、またシルバー人材センターのホームページは更新されているでしょうか。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

町のホームページで長生荘の内容については、更新のほうをされていることが確認しております。シルバー人材センターについては確認ができておりませんので、早急に確認し、要請をしたいと思っております。

以上です。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ぜひともそういったところも常に確認をしていただきたいと思います。

皆野のむかしを語ろう会、5月に2回ありました。私はそこへ出席しました。長生荘は本当に開店休業状態でした。長生荘に行く时必须と言っていいほどいらっしゃる方が、秩父市から来られている方なのですけれども、いらっしゃるのです。その方は自転車で来られるのです。ある日は小雨の中、かっぱを着て自転車を押して向かう姿を見ました。あの人にとっては長生荘は魅力的な施設なのだな、私は感じています。カラオケをあそこで楽しみにされた方もたくさんいらしゃったと思います。突然週2日になった、非常に残念な思いをされたのだと思うのです。ですので、その周知も難しいのかもしれませんが、もうちょっと期間を前倒して周知してもらおうということが私は必要だったのではないのかなと思います。今後は、周知に関してはできる限り前もって周知をしていただきたいと思います。長生荘へ熱い思いを持っている方がまだ多くいらっしゃいますので、そういった方の気持ちを考えてお願いしたいと思います。

私の個人的な話ばかりして申し訳なかったのですが、地域おこし協力隊も長生荘を知らない、これがちょっと私は納得できなかったのも、こういったことを最後は町長に、そういったことも踏まえて、長生荘の今後についてちょっとお話ししてください。お願いします。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 新井議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、議員におかれましては、様々に町民のご意見を吸い上げていただいたり、現場に足を運んでいただいてのご提言、ありがたいと思っております。ありがとうございます。私どももこの道すがら、長生荘の運営を改めるところに当たって、議員からのご指摘のところについては、しっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

ただ、思いに関しては、あそこを多様な利用の中で様々な方に使っていただける場所にしていきたい。長生荘自体は、町民の老人の皆様の福祉向上ということで条例上うたわれておりまして、これは決して町外の方の利用を阻害するということではなくて、町民の皆様が中心になって使っていただく中で、町外の人とも多様な交流がある、そんな場所を目指していきたいなという中で、今回健康マージャン等も取り入れながら、今回カラオケを日数を絞ったことによって人数が減ってしまったというのは、ある意味これまでカラオケというコンテンツ以外にあったのかというご指摘とも受け止めております。ですので、カラオケも大事なもの、よいものだとして残させていただいた上で、それ以外のものをしっかりと加えていく。中には、おしゃべりがしたいとか、静かなところというご希望もあるので、そういった多様なご希望をかなえながら、より多くの方に使っていただけるような場所にしていきたいと思っておりますので、ご指摘を受け止めながら、熱い気持ちを持って取り組んでいきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ありがとうございます、町長。町長の言葉、よく分かります。町外の利用者が

多いということは、町外にはあいった施設がないとも言えるのではないのでしょうか。皆野町の誇れる施設でもあると思うのです。ですから、町外の方にも多く利用してもらおうということを今後も考えていっていただきたいと思います。

最後に、ちちぶエフエムの中でボトムアップの話がありました。本当に私はいいことだと思います。今後もぜひ続けていただいて、職員皆さんの意見を出してもらって拾い上げて、長生荘だけではなく、いろんなものをよくしていただきたいと思います。

皆さんの熱い思いを期待して、私はこれで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（林 太平議員） 次に、7番、若林光雄議員の質問を許します。

若林光雄議員。

〔7番 若林光雄議員登壇〕

○7番（若林光雄議員） 皆さん、こんにちは。7番、若林光雄です。傍聴にお越しいただいた皆様、皆野町議会並びに皆野町町政に関心を寄せていただいておりますこと、誠にありがとうございます。議長より発言の許可をいただいておりますので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は2項目でございます。1つとして、中学校の部活動の地域クラブ活動の移行について、2番として、認定こども園についての2点を伺いたいと思います。

最初に、中学校の部活動の地域クラブ活動移行について伺います。今年の入学式は、桜の花が満開のとき、各小中学校で実施され、その中でも国神小学校、三沢小学校では最後の入学式が行われ、新1年生は国神小学校で4人、三沢小学校で2人が元気に入学し、また皆野中学校におきましては69人の生徒が入学し、新たなスタートを切りました。近年、中学校の先生の時間外労働が多く、厳しい労働環境は深刻な問題となってきております。部活動は毎週、休日等を含めて学校活動の一環として行っております。部活顧問の懇親的な勤務によってこの活動も支えられているものでございます。特に指導経験のない先生が部活の顧問になられたような場合は大変な負担となっていることではないかと思っております。令和8年の3月25日の埼玉新聞で、中学校部活動の地域クラブ活動移行についての掲載がございました。埼玉県では、1つとして、地域全体で関係者が連携して活動を支える、2つ目として、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させつつ、新たな価値を創出する、それで3つ目としては、活動を希望する全ての生徒は、多様な選択の中から参加できる活動を目指す基本理念として、第2期県地域クラブ活動推進計画前期を策定し、計画は令和10年度までの3年間、県内の市町村で休日における1つ以上の学校の部活動を地域クラブ移行へ目標とするということがあります。

そこで、質問として、1つとしては、皆野中学校の部活動、これは現在どのような部活があって、また部員数はどんな状況なのかお聞きします。

2つ目としては、現在教育委員会では、この地域クラブ活動の移行についてどのような検討をされているのか伺います。

3つ目として、埼玉県の学校における働き方改革で、教員の時間外、在校等における時間が月当たり45時間以内、また年間という360時間以内という目標がございました。この目標に対して皆野中学校におけるこの達成状況はどのような状況にあるのか伺います。

次に、2番目として、認定こども園についてお伺いいたします。以前からこの問題は多くの議員が一般質問等で認定こども園についていろいろな質問をし、町当局からいろいろと答弁をいただいております。私も昨年12月の議会で質問しました。教育長から当時、幼年期における教育環境をいかにして整備していくかについて建設的な議論をすると答弁をいただいております。また、昨年は横瀬町、小鹿野町等の認定こども園を多くの職員も併せて視察に行かれたということもお聞きしております。保育園の担当である健康こども課ではどんな検討をされたか、また幼稚園の担当である教育委員会でもどのような検討をされたか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 太平議員） 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦） 7番、若林光雄議員のご質問のうち、中学校部活動の地域クラブ活動移行について、教育委員会としての検討状況についてお答えいたします。

現在までの検討状況、秩父地域における連携の状況についてでございますが、令和5年度から秩父地域1市4町で連携し、広域的な地域クラブ活動の推進について、北部教育事務所秩父支所を中心に検討を重ねているところでございます。皆野町としては、今後とも秩父地域の市町と連携しながら取り組んでまいります。また、地域クラブ活動については、小中学校の教職員がどのように考えているかを把握するため、昨年度アンケートを実施いたしました。また、教育長による中学校の教職員からの直接のヒアリングを昨年度実施いたしました。今後のスケジュールは、国や県の方針を踏まえ、令和10年度に中学校の休日の部活動を地域展開できるよう準備を進めてまいります。そのために皆野町における検討組織を立ち上げ、様々な意見を聞く機会を確保するとともに、町長部局とも連携しながら計画的に進めていくよう努めてまいります。

続きまして、認定こども園について、幼年期の教育環境をいかに整備していくか、教育委員会としての検討状況についてお答えいたします。昨年12月議会で答弁したとおり、昨年度幼保連携型認定こども園、秩父ほうしょう幼稚園と幼保連携型認定こども園、おがのこども園、おがの保育園を訪問し、認定こども園の在り方について検証いたしました。その後、本年1月には国立大学の附属幼稚園を視察し、公立幼稚園の存在意義や在り方について検証いたしました。教育委員会における小学校統合や給食センター建設など重要課題への対応を進める中におきましても、幼児教育の在り方については継続して研究検討を進めてまいりました。その検討の中で、障害のある幼児や発達に課題のある幼児の受入れ体制をどのように整え、セーフティーネットとしての役割を果たしていくかという、そういった課題にも対応していくことが大切であり、さらに慎重に検討していく必要性を感じております。今後も幼年期の子供たちにとって望ましい教育環境の在り方について、町長部局と連携しながら責任を持って検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 7番、若林議員から通告のありました質問事項1、中学校部活動の地域クラブ活動移行についてのうち、①、③についてお答えいたします。

まず、①、皆野中学校部活動は現在どのような状況にあるのか、部員数の状況についてでございます。部活動の種類は、運動部10、文化部1でございます。それぞれの部員数は、野球部19人、サッカー部5人、テニス部、男子7人、女子22人、バレーボール部20人、バスケットボール部、男子19人、女子16人、卓球

部27人、柔道部13人、剣道部17人、文化部であります総合芸術部14人でございます。

次に、③の教員の時間外在校等時間について、皆野中学校における目標達成状況でございます。令和8年3月の調査では、月45時間超え40%、年間360時間超え60%でございます。年々改善傾向にはございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 健康こども課長。

〔健康こども課長 太幡和也登壇〕

○健康こども課長（太幡和也） 7番、若林光雄議員から通告のありました質問事項2、認定こども園についてお答えいたします。

健康こども課では、教育委員会とともに認定こども園についての勉強会、情報共有、公立、私立の認定こども園への先進地視察を行ってまいりました。町内保育園は私立の保育園ですので、園の運営方法、保育方針は園が主体的に決めるものですが、町立幼稚園の在り方、方針とも関わってまいりますので、様々なご意見を伺いながら課題を整理し、どのような形での制度設計が最善なのか、関係機関で丁寧に協議を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 大変いろいろ細かくありがとうございました。中学校の部活の内容等も分かりました。部によっては、サッカー等は5人だとチームの編成ができないというような状況もあるのも確認ができました。ありがとうございました。

ここで、中学校の部活動の地域クラブの活動移行について再質問させていただきます。埼玉県で行った令和7年度埼玉こどものこえ「部活動の地域移行」、このアンケートについて、みんなで楽しく活動はしたいというのが最も多くて、これが56.9%、次に技術を高めたい、これが39%で、地域クラブ移行への期待は大変大きなものがあると感じられます。また、学校の部活動から地域への完全な展開に向けては、様々な課題もあると思います。学校における働き方改革の推進を図ることも考慮が必要であり、先ほども、なかなか改善できないでいる先生方の時間外労働、これが月当たりでいくと40%、年間でも60%を超えてしまうというようなこと、先生方にとっても大変な労働苦であるかと思われます。そんなことも含めながら、部活動の改革をこれから進めていくことは重要な問題であると思います。

秩父市では、いろいろ先ほど教育長からも1市4町で検討されているとお話がありましたが、秩父市では、地域クラブ活動移行について協議会を開催して、それで基本方針として、令和8年の12月をもって休日、これは土曜日曜祝日に関してですが、中学校での部活動は実施しない。そしてまた、令和9年1月からは原則として、休日においては地域クラブへ参加すると。地域の活動に参加するという方向性を決めたというお話でございます。それで、当面は合同部活動を実施しながら受入れ準備のできたクラブへの移行を進めて、中学生が希望する活動に取り組める環境の整備を進めるということでございまして、実施に向けて、ご承知かと思いますが、こういうチラシも秩父市では配布されております。当町として、この地域の展開に向けてもう少しきめ細かな活動展開、お考えがどんなことがあるのでしょうか。

○議長（林 太平議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 再質問にお答えしたいと思います。

秩父市が、この1市4町の中では先行して取り組んでいられるという状況もよく理解をしておりますし、

実は1市4町の教育長同士もよく意見交換をして、同一的な歩調でと考えているのですけれども、何せ4町のやっぱり推進がなかなか課題も多くて、思うようにいかないというところも現状としてございますが、何としても皆野町では秩父市と同じような組織を立ち上げて、いろんな方のご意見を伺いながら、皆野町ならではのクラブ活動も必要でしょうし、場合によったらほかの町と、あるいは市とも接しておりますから、できるだけ近隣の市町と連携したクラブ活動ができないものかというふうに考えております。私のほうの大きな課題は、そういった受皿をどうして構築していくかということと、指導者をどうするかとかいろんな課題があって、その先には予算の問題も出てきて、そういったことを1個1個解決していきたいと、そのように思いますので、一応現在のところは令和10年度に地域展開できますように進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（林 太平議員） 若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） いろいろとご検討いただいている内容は分かります。その中で、やはり先ほどの中学生のクラブ活動ではないのですが、やっぱりチームが編成できないというようなクラブもこれから多々多くなってくるかと思えます。そんな段階で、やはり他町村との他地区との交流、また一つの共有というか、団体が1つになってやるということは大変大切なことだと思います。また、併せて皆野町でも優れたスポーツ団体、または文化芸能団体が多くございます。そして、そこには大変優秀な指導者、有識者がおられますので、その指導者等にお骨折りいただく中で協議会を設立するとか、そこで検討する一つの団体をつくってみたいかがででしょうか、その辺のお考えはいかがででしょうか。

○議長（林 太平議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） お答えいたします。

ご指摘のとおり町においても協議会のような組織を立ち上げて進めていこうと思っております。今までも、スポーツ少年団であるとかスポーツ協会であるとか、いろんな関係の方には、個々にいろいろご相談もしてまいりましたし、これからそのテーブルを用意して、皆さんのご意見を伺っていききたいと。協力体制をつくっていければというふうに考えております。

○議長（林 太平議員） 若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 新たな方向づけのことなのでいろいろ大変だと思いますが、よろしく願いしたいと思えます。

また、今年になってから子供たちの部活動による選手の移動等の関係でバスの事故等も起こり、大変な大きな問題ともなっています。このような形で、これからこの広域的なクラブの中での運用となると、子供の移動の問題等も大変考えられます。この辺について児童の安全確保、この辺にも十分注意して進めていただきたいと思うところでございます。

あと、最後ですが、この辺、町長にお聞きますが、将来にわたって生徒がスポーツ、また文化活動等に継続して親しむ場所、また確保、充実するために、地域の実情に応じた資源の活用とか生徒のニーズに対応することがこれは重要かと思うのですが、町長、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 若林議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど教育長からも答弁申し上げましたけれども、皆野町内でのつながり、連携というものをまず構築をして、そういう機会、場をつくろうということでございますが、併せてこの1市4町においては、やはり立地地勢的に同様の共通の課題を抱えているのかなというふうに認識しております。これ1町でなかなか

か解決し得る問題なのだろうかという難しい面があるかと思いますので、特に4町は連携をして取り組んでいく必要があるのだろうと、そういった場を設けていく必要があるのだろうというふうに思っています。

以上でございます。

○7番（若林光雄議員） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、認定こども園について再質問させていただきます。いろいろと教育委員会、また健康こども課のほうでも検討されているようでございます。この辺については先々必要なことでございますし、早急な検討も必要だと思います。先送りするのではなくて、早急な検討をお願いしたいと思います。

これはもう一度町長にお聞きしたいのですが、町長は12月の議会の中では、一定の方向性については、いたずらに先送りしないで一定の期間を定めてという答弁もございました。先ほど教育長からも、障害児の対応ということも大きな問題ということで伺っておりますし、私も承知しております。その辺について、先ほどのスポーツ協会等の関係への移行環境も含めてでございますが、各町村で対応というのではなかなか大変かと思います。これも多くは広域的な、また少子化がどんどん進む中では、秩父定住の中でも考えなくてはならぬと思うし、広域行政の中でも検討しなくてはならないと思います。その辺は、町長はいかがお考えか。私としては、単に1つの町だけで障害児を扱うのではなくて、全体でというようなことも必要かと思うのですが、それについて伺います。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） お答えしたいと思います。

私もかねてから、なかなか1町で対応し得るものかという考えは持ってございました。この定住自立圏という枠組みの中で、いわゆるハード面もそうですけれども、人的な資源も共有しながら検討していくことかなというふうに思っております。今後そういったことをまた1市4町の中でもテーブルに上げて話をしてみたいなというふうに思います。

以上でございます。

○7番（若林光雄議員） ありがとうございます。この問題は本当、これからも子供がだんだん増えるのならいいのですが、だんだん少子化が進んでしまうという中では、1町だけで、1つの町だけでは大変な問題だと思いますので、広域的な感覚、また定住の中でも進めていただき、黒澤町長にはリーダーとなってまた進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 太平議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（林 太平議員） 次に、9 番、林豊議員の質問を許します。

林豊議員。

〔9 番 林 豊議員登壇〕

○9 番（林 豊議員） 9 番、林豊です。通告に基づきまして3 項目について一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、取り扱っているといいますか内容につきましては、非常にある意味、多岐にわたりまして、一応通告の中では3 項目という形にしましたが、あっち行ったりこっち行ったり、いろんな事柄もありますし、通告の中に、非常に要旨では簡単に言ってしまっていますが、要旨の中に出てこないことについては、一応担当課長さんには事前に打合せをしたつもりなのですが、教育委員会のほうはちょっと時間が取れなくて抜けてしまったかもしれないので、可能であればということは、その都度申し上げますので、可能であればお答えいただければありがたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

午前中の議員さんの質問の中でもいろいろ出てきたとおり、一方でいろんな先進的な事柄について、皆野町でも取り組んだらどうかということ、それは非常にある意味いいことではあるであろうけれども、少子化、そして人口減少が進む中では、皆野町そのものが持っている力というのにも限りがあるものですし、何といっても人口、取り組む人は足りなくなっている、そういった現実があります。実際問題として、将来、この先5 年、10 年を見たときに、小学校、中学校なんかにしても生徒数が激減する形で、果たして学校経営が成り立つのであろうかと非常に悲観的な話になってしまいます。幼児教育なんかにしても、今、皆野町では、一方で町が直接経営をしている幼稚園があり、一方で民間の保育園があり、どちらかといえどというよりも、もう数は圧倒的に保育園のほうが多いわけです。しかしながら、民間ということになりますと、いろんな形で経営するのも大変だと。先ほどこども園という話がありましたけれども、あれなんかも早急にやるべきであろう。これなんかについては、いわゆる皆野幼稚園であれば園バスがある。しかし、民間のほうではそういうものはない。あるのがいいかなくてもいいのかということも考えればいろんなことになりますけれども、そういった事柄は、なかなか簡単ではないことだなと思います。そういった事柄にあっちこっちへと回り道をしながら、当町へ質問事項のことについてお考えをお聞きしていきたいと思います。

まず、1 項目め、公共交通について、そして2 項目めはそれに関連してなのですが、スクールバスについて、3 項目としては、地域おこし協力隊の3 名の方について。今まで12 月議会でも全員のことについてということで、後日全協を開いたのだけれども、全協で2 時間以上かけてやったのだけれども、結局のところ、人数が多いものですから、ほぼ自己紹介だけで終わって、その後2 月に行われた、いわゆるあれはみなF E S か何か、あのときもう少し細かいことが聞けるかなと思って行ったのだけれども、実際、全協のときとほぼ同じようなものなので、一遍に全員といってもこれは無理なのだなと思ひまして、比較的年季の来ている人たちと思って、前のほうから3 名ばかり選ばせていただきまして、この人たちのことについてということでお聞きすることにしました。

それでは、細目について、まず公共交通についてですが、公共交通というとデマンドというふうにはっと短絡的にいくことも多いのですが、それも含めて今回私が質問する主な内容は、町営バスについてです。まず1 番、現状の2 路線、いわゆる金沢、そして日野沢から皆野駅に向かってくる2 路線が基本的なものとしてあったわけですが、いろんなその後の事情の中で、皆野高校といいますか、国小といいますか、あっちに枝が伸びたわけです。11 月の全協の中で、町のほうから今度、町営バスについての路線変更をした

いという話がありまして資料をもらって、本当にそのとき初めてそういう話があるのを聞いて、各議員が見てびっくりという形で、一応動機としては、アンケートを取って、その結果で、皆野病院と、なぜか道の駅という形で動いたということがあります。そういう大幅なルート変更についての手順といいますか手続といいますか、それが全部決まってから議会のほうに話が来ているので。そうすると、議会のほうでは、これはこうだあだと言おうと思っていたら、それでもう決まってしまって3月議会に出てきたということなので、聞く暇もなかったと。聞くとまもなく予算化されてしまって、3月議会ではその内容についての説明がなかった。これは、実際問題としてこのコースについて、どれほど一般の町民に対して話が出してあるのか。私もあっちこっちそんなに、身一つですから、何十人も何百人も聞いたわけではないですけども、コースに沿った人たちに聞いても、「あれっ、そんなことがあるんかい」と言う人がほとんどです。区長さんにおいても、そういうようなことが言われたなぐらいがいいところですよ。その辺の経緯をもう少し丁寧に説明していただきたい。これは町民にこういうことでこうなのだよというつもりというのか、ということで言ってもらえるとありがたいです。

2番目、いろいろ聞いている中で、現状3台あるバス、車両です。これはかなり距離を乗ってきて、細かいことは聞きませんでしたが、3台とも50万キロを超えているというような話を聞いています。以前バスを更新する際に私も聞いたところによりますと、大体100万キロぐらいは当たり前というふうに聞いています。当時はたしか50万キロいったかいかないかぐらいで、放出してしまったのだと思ったのですけれども、その辺についてです。現状の町営バスに関して言うならば、確かに以前も質問したときに、観光の人たちが来たときには乗り切らないという話は聞きました。でも、観光の人が乗り切らないほどバスに乗るようなことは年に何回あるのでしょうか。そのために大きなバスを3台も購入して、空のバスを1日何本も行ったり来たりさせるのが、果たして皆野町の実力といいますか力に沿ったものなのか。まずそれが、それよりも以前に、このバスの車両交換についてお伺いがあるならば、それについてお聞きして、こういう理由でこうだよというのを聞かせていただくとありがたいと思います。

3つ目、路線を増やす（減らす）つもりはないかというふうに書きました。これはスクールバス、2項目めとも絡むところもあるのですが、デマンドをやり、路線バスも維持するという形でいくと、またスクールバスも出てくるわけですよ。スクールバスは一部、いわゆるこの町営バスの路線と重なるわけですけども、そこでもちょこちょこっとコースが変わるわけですけども。そういうことをするのよりも、スクールバスならもうスクールバスで、別便として考えてしまったほうがいいのではないかと、そういうふうに考えます。例えばアンケートの中で病院にという話があったということを聞いた瞬間に、だって皆野病院は、もう何年も前から無料のバスを流しているわけですよ。そういうことを使っている患者さんにしてみれば、今度、何だ町営バスも来るのか、では乗ってみるかといったときに、はい幾らとお金を払うとなると、これはかなり落差があると思うのです。帰りについてもそうです。そういうことまで実際考えて路線バスのことを考えたのかなというふうに思ったものですから、分けるのはどうなのかなと思ったものですから、そういうことを考えたのか、もともと考えていないのか、または考えてみようかなというところまで来てくれるのかなということをお聞きしたいと思います。

なかなか年寄りの足というのは簡単そうで難しいです。うちの前へ来てもらっても、段が3つあるぐらいだけでえらい騒ぎなのですから。それらこれや考えて、先ほどの質問の中でもバリアフリーの話が出ました。総合センターのバリアフリーの斜めがきついなということは、本当にその身にならないと分からないのです。正直、ここのところの皆さん執行部の皆さん、見て、若いのです。私が言うのだからみんな若

いよ。実際自分でそれぞれのそういうところについて体験してみたのか。また、アンケートという話がよく出てくるのだけれども、アンケートなんて自分が回答するときだって、かなりいいかげんなことしか書きません、相手先にとって、こういうのがいいのだろうなと思ったことについて、それに沿って答えを書くのが普通なのです。書けばいいほうで、書かないで、回答率だってそんなに100%とか8割ぐらい出てくればすごいほうですけども、その中で出てくるものだってその程度です。だから、数は少ないかもしれないけれども、職員の皆さん、それは皆さん出なくてもいい。ふだん行ったり来たりしている職員の人たちが、その場その場でいろんな意見を聞いて吸い上げてもらいたい。午前中の質問ではいいことを吸い上げていただいてありがとうございましたと言ったけれども、とんでもない。あんた方がやるのだよ、自ら。3月議会でも話題になりましたけれども、公共交通についても、またこれちょっと外れますけれども、これ学校のほうになるので、答えられなかったら仕方ないと、そう言ってください。統合なんかについてもコンサルタントを頼んでいますよね。これはAが関わっていると思います。何年間で幾らということですので、コンサルタント料がどれぐらいかかっているのか。そのコンサルタントがどういう提案をしてくれたのか、公共交通についても。何かしら意見が出てきたから、出てきたからというか出てくることを期待してお金を払っているわけですから、その内容について、我々議員や町民は知る権利があるわけです。どういうことだったのだよと。本当に概要だけでも結構ですから、その内容について、幾らでということというのを言ってくださいと。これは、公共交通については事前にお願ひしたけれども、たしか教育委員会だとそれは言っていなかったと思うので、もう急で申し訳ないですけども、言える範囲があれば、言える範囲で答えていただきたいと思います。

公共交通については取りあえずこの程度。本当はデマンドについてもいろいろ言いたいことはいっぱいありますけれども、幸いなことに議案のほうの審議でデマンドがあるので、そちらのほうで言うことにします。

2番目としまして、スクールバスについて。スクールバス、皆野小学校を1項目めに書きましたけれども、皆野小学校へ通学している子だってすごく遠くから、すごくかどうかは個々の判断によりますけれども、遠くから通学してくる子がいるのです。町長、あなただって遠いよね、皆野小まで行くの。私はそう思う。私なんかが言うのは本当に申し訳ないぐらいで。だって、町長の家よりもさらに遠い子だっているわけでしょう。そういう子たちがいるのに、そういう子たちはバスに乗れなくて、そんな遠くなくてもバスに乗れる。例えばというか、例えて言うてはいけないのだけれども、いろいろ耳にするところによると、国小へ通っていた金崎の子たちはバスに乗れるのだという話を聞いたときに、一番それがぱっと頭に浮かんだわけです。やっぱり同級生なんかも、自分が小学生のときに、ええっ、こんな遠くから来ているのという子がいました。三沢地区にしても、山の上のほうから、遠くのほうから4キロぐらい歩いてきて通っている子もいるわけで。そういった子たちが、三沢小学校なんかは全員バスに乗るから乗れるしいいけれども、それだって、以前三沢小学校の統合のときにだって、下まで来ることだって大変なのだということを聞きました。だけれども、逆に皆野の皆小に通っている子だってそういう、必ずしも近いと言えない子は何人かいるので、そういった子たちが、ほかのバスに乗る子たちを見てどう思うかということ、すごくやるせない気持ちになることがあります。だから、その辺の対策も少し考えてもらえればいいなと思いながらこの質問を入れました。乗れない理由はないはずなので、何か理由があるのであれば、それをここで言って、あんた方はこういう理由で乗れないのだよというか乗せないのだよというのが言えば、もしくは将来的には乗れるようにしたいよというのであればそれも言ってもらいたい。ただ、そういうことにしても、

子供たちにとっては今が大事なのです。3年後そうなったときにはもういなかったりするのだから。何事についてもそうです。今日の午前中のいろんな質問の中でも、検討します、考えています、それは当たり前で、年寄りにしても子供たちにしても今なのだよ。今ここで何かしてほしい。だって、2年、3年たてば亡くなってしまうお年寄りも結構いるわけで、本当に私も変な、町長選挙なんてのはもう3年、4年前か、やったときだって、「こういうこと言った人は初めてなんだ」と、お年寄りにすがりつかれたようなこともあります。そうだよ。自分のときなんかもそうですし、私は小学生時代は2年、3年、4年と工事中でした。そんなこともあるので、今が大事なので、今何とかできることを今何とかしてほしいのです。

ということで、次に2番目として、町長がスクールバスのルートを発表したときに、わざわざ町営バスを百井さんのところで左にカーブを切って、皆野小学校の校門の中に入れると言いました。何で校門に入れるの。校門には恐らく歩いてくる子供たちもいっぱいいるでしょう。その中にバスが入っていく。これは危険とは言わないまでも、確率を上げますよね。代替案がないかという、昔から思っていたのですけれども、裏門、今、学童の入り口です。昔で言えば柔剣道場のところ。あそこは比較的空き地があります。また、土地そのものも売りに出ています。あそこをなぜ利用しないのだろう。もう一つ理由があります。なぜわざわざ朝の忙しいときの通学バスなのに、それは小学校のほうはいいでしょう。でも、皆野駅にだって行く人、結構いるはずですよ。なぜそっちの人のことを考えないのだろう。この間、どちらだか忘れてしまいましたけれども、バスの時刻表ですか。あれ見せてもらったけれども、皆野中学から皆小までの間、3分で来れるのか。皆小から皆野駅まで1分、その後、皆野駅から役場へ来るようになっているけれども、少しタイト過ぎないかい。皆小だって生徒を降ろすわけだし、もう何人いるか知らないけれども、5人、10人までいないのかもしれないけれども、中に入って止めて降ろして、降りそこなった子がいないのを確認して、また出ていくわけだろうから、それなりに時間もかかると思うのだよ。一般のお客、高校生がいるわけだから、それで1分で行くというのは、途中で信号もあることだし、すごいなと思いました。何でだからそんなに皆野小学校の校門に出るのにこだわったのか。確かに安全面、安全面というのは学校経営における安全面です。池田小学校事件以来、外からの侵入ということはいろいろあるでしょうけれども、それにしても結構皆野小学校の環境としては、そう悪いほうではないですから、朝、校門オンリーの入り口だけというのはどうなのかなと思ったものですから、それについてお聞きしたいと思います。

3つ目、三沢からのルートはどうなっているのか。何か三沢からのルート、先ほどの1番目の質問にも関係するのですが、何か三沢の人たちを乗せて、そうすると皆小の通学区である町長のところなんかのいわゆる土京、下田野地区を通して、歩いている生徒に手を振りながらバスが通過して、親鼻橋を渡って金崎のほうへ行って、金崎で金崎の子たちを乗せてくるというようなことを聞いたので、それはどうなのかなと思うのですけれども、もうそれで決まってしまうのですか、それともそうではないのだよというのか、それとも一応暫定的なものなのか。やっぱり最初にも言いましたけれども、皆小の子だってかわいそうでしょう。町長は、そんな遠くから来たときにはもう皆小の生徒ではなかったという話もあったな。とにかくそういうこともありますので、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

スクールバスと言いましたが、スクールバスはスクールバスでやっぱり考えたほうがいいのかなということは、上の公共交通のところでも言いましたが、考えたほうがいいのかもしれないです。園バスは、いわゆる幼稚園バスは全く、これはもちろん年齢差が激しい、大きく違うからということもあ

るのでしょうかけれども、園バスのようにそれなりのものをつくったほうがいいのかという気はします。財政的なものであるとかそういったことを含めれば、できるだけ使えるものは使ってということも考えますけれども、いろんな方策をまだまだ考えていってもらいたいなということもありますけれども、先ほども言ったように、今できることはできるだけ今やってもらいたいというのがありますから、苦肉の策なのだということであれば、苦肉でもやってもらうほうがいいのか、その辺についてはそのように報告といえますか、言えるからいいかなと思います。

さて3つ目、地域おこし協力隊なのですが、何か昨日、突然、誰とは言いませんけれども、地域おこし協力隊の誰々さんがうちへ来てびっくりしたのですけれども、何でと思ったら、何かこの質問に関係あるのかなと思ったのですけれども。いろんなことをやっています。だけれども、本当にこんな必要なのかということのほうが多いのではないというのが、一般的な町民の意見でもあると思います。また、当初それについて肯定的だったのだけれども、いろいろやってみたら、何か俺たちは手伝わされているだけで、いいところはみんな持っていつてしまつてというような声もちろほ聞こえてきています。その辺の管理を一体全体どうなっているのかということを含めて指名させてもらったのですけれども、ちょっと目立っていた3人、東さん、宇田川さん、中嶋さんの3人。この人たちの、採用したわけですから、採用の際の町の考え方。現実、それぞれもう何年間かいるわけですから、それぞれの実績、やったことに対して町の評価、それらをやっているはずですから、その内容についての情報を開示していただきたいなと思っています。また、彼らの任期満了後の、もうその後といいますが、この4月で任期満了、終わってしまったという人も中にはいたのではないかなと思いますので、そういった人たちのその後のことについてもちょっとお聞きしたいなと思います。

先ほちょっと話が出たように、三沢のキャンプ場なんかについては、キャンプ場自体もそこそこうまくいっているようだし、先ほどの美沢川の掃除イベントなんていうのがやられたことは非常にいいことではあります。だけれども、イベントだけだと何とも言えないのです。例えば皆野の何といったっけ、あの2階、あそこにたまり場ができていて、あそこにもいろんなことをやりたいのかやってほしいのかというのが、いわゆる部活という形で札がいっぱいだらだらつと下がっているようですけれども、実際それらの事柄はどの程度実施しているのか。うちのあそこの周りは本当に高齢化率が高くて、多くの家が独居老人なのです。単純にごみ出しの手伝いだけでもやってもらうとすごいありがたい。だけれども、そんなことやっているの見たことない。いろんな事柄について、特に駒形区なんかのところの本までできてしまつて、すごいなと思うけれども、うちのほうでは何でできないのだろうという話にもなつてしまつし。だから、それぞれの人によって温度差というか、差があるのは仕方がないにしても、何のためにこの人にやってもらっているのかしらというのがよく分らないです。そのために12月議会で、何やっているのだということで質問に立ったのだと思うのだけれども、12人もいと自己紹介だけで本当2時間近くたつてしまうので、それだけで終わつてしまつているので、今回は勝手に選ばせてもらつて、この3人については、もう少し実のある内容について教えてもらえばありがたいなというふうに思つて質問を入れました。

いろいろの協力隊の力を借りてやることは、決して悪いことではないし、面白いことでもあつたり有用なことであることはたくさんあります。だけれども、そのときそのときだけのようなことだと、本当に後々あんまり意味がなかったなと。風のように通り過ぎただけだったなということになりかねませんし、現実、第1回目の4人の方ですか、キャンプ場はうまくいっていますけれども、車のおじさん、年に何回か来てやっているのかもしれないけれども、あの程度のことは我々の仲間なんかでもよくやっています。や

れます。お金が絡むこと、お金なんかただでも来ます。でも、実際問題、3年間お金かけたわけでしょう。それは皆野町からは出ないけれども、これが一番よくないのだよね。皆野町の係ではないからいいのだよ、そんなことはないのです。みんな税金なのだから。こんないい稼ぎはないよ、1年間で550万円。我々の給料よりいいのだから。そういう意味で、一体全体協力隊に、今度十何人かもっと増やそうということがあるでしょう。何をやらせてどういう効果が出るのか。また、この今いる人たちにどういう効果が出ているのか。町全体についてのこと、本人に関わってくるわけだから、そういうこと。情報開示をお願いしたいと、このように思います。

以上、大きく分けて3点ですか。細目については、また何か気がついたことがあれば追加するかもしれませんが、それは聞いていないから答えないよというのであれば、ああそうですかということになるかもしれませんが、できるだけいい町にしたい、いい町でありたいという希望を持って皆様にお尋ねしていますので、できる限りの回答をお願いして、まず1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（林 太平議員） 副町長。

〔副町長 長島 弘登壇〕

○副町長（長島 弘） 9番、林豊議員から通告のありました質問事項1、公共交通についてお答えいたします。

まず、町営バスの構造変更に至った経緯につきまして説明いたします。町営バスのルート変更は、昨年3月に策定した皆野町地域公共交通計画に基づくものでございます。この計画策定に当たり、町議会議員を含む各団体の代表者によって構成した検討委員会での協議をはじめ、住民アンケートや乗降調査、事業者ヒアリングを実施し、公共交通に関する町民の皆様、観光客のニーズ及び事業者の課題の洗い出しを行っております。住民アンケートの結果では、行きたい目的地までのバスがないとの意見が上位であり、町営バスの運行ルートにスーパーや病院が含まれていないことから、住民のお出かけの足として利用されていないこと、また令和9年4月の小学校統合により遠方通学となる児童の安全な通学手段の確保も求められております。これらの課題に対して、具体的には日常生活に必要なスーパーや病院が町の中心部に集まっていることから、必要な施設へのアクセスができる運行ルートの見直しを行うことや、児童生徒が通学に利用できるルートの見直しを実施する旨、計画で定めております。こういった経緯から、昨年11月28日の議会全員協議会でお示しさせていただいたルートへと変更するものでございます。

次に、現状のバス車両をいつまで使うつもりなのかというご質問でございますが、現状のバス車両は、町所有車両3台、町を使用者とするリース車両1台の計4台で町営バスを運行しております。町所有車両の最も新しい車両が平成24年登録で14年目、ほか2台は平成22年登録で16年目となっております。走行距離はいずれも70万キロを超えている状態であり、特に平成22年登録車両にあっては、修理の対応等で運行できず、度々リースの代替車両による代車運行を行うことにより、運行受託者から車両の更新について相談されている状況でございます。さらに狭隘道路、坂道の多い地形であることから、運行に支障を来してしまうとの課題が事業者ヒアリングにおいても挙げられ、地域公共交通計画においても、町営バス車両を順次更新することとしております。このため、通学利用者数や観光客も含めた全体の利用の状況者数の把握に努めつつ、法定協議会や運行受託者と協議を図りながら、どのような車両が更新車両にとってふさわしいか決定してまいりたいと考えております。

最後に、路線を増やす（減らす）つもりはないかというご質問でございますが、現状、町営バスは小中学生や一部の高校生の通学の足として利用されている現状でございますので、少なくとも町営バスに代替

する通学の足が確保されない限り、路線そのものを減らすことは考えておりません。また、町営バスの運行費用も考慮した場合、簡単に路線を追加することも難しいと考えています。一方で、議会からは金崎方面回りや、あるいは大淵、野巻方面回りのご意見をいただいていますことや、この秋からデマンドタクシーの運行が始まることを考慮する必要もございます。例えば児童生徒が使用していない日中時間帯をどのような役割を付加することが現段階で最適化であるか、路線バス再編後の利用動向やまちづくり地区懇談会で町民の皆様と話し合いをするほか、議会や法定協議会の意見を伺い、在り方について必要な見直しを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

〔総務課長 橋本賢伸登壇〕

○総務課長（橋本賢伸） 9番、林豊議員から通告のありました質問事項2、スクールバスについてのうち、なぜ町営バスを校門に入れるのかについてお答えいたします。

令和7年3月に策定した皆野町地域公共交通計画では、小学校統合に対応するため、通学に利用できる路線バスの再編を取組施策の一つとして、路線バスのルート、ダイヤの見直しを実施することとしております。この計画に基づき路線バスルートの見直しを進めるとともに、見直しに当たっては、児童生徒の利便性や安全面、防犯面に十分配慮した通学環境を確保するよう、教育委員会部局と必要な協議を重ねた結果、児童生徒にとって最も利便性が高く、また安全な乗降、待合環境を確保できる小学校敷地内への乗り入れを実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 9番、林豊議員からの通告に基づきまして、質問事項2、スクールバスについてのご質問にお答えいたします。

まず、①の皆野小学校に現在通学している児童のうち、遠距離通学の対策としてバスに乗れないのかについてでございます。決定の経緯で答弁をさせていただきます。皆野町立小学校統合に関する基本方針及び基本計画に基づき、小学校統合により遠距離通学となる児童にはバス通学が必要であるとの方針の下、通学方法の検討を進めてまいりました。統合準備委員会での協議、通学方法プラン案の公開、保護者からの意見募集を踏まえて、令和8年3月の統合準備委員会第4回全体会の最終協議において現在の通学方法プランに決定しております。その内容は、小学校統合による負担を軽減するため、統合により通学路や通学距離が大きく変わる児童は、バス等により通学するというもので、具体的には国神小学校区及び三沢小学校区の児童全員をバス通学といたしました。

次に、③の三沢からのルートがどうなっているのかにつきましては、先ほど答弁した経緯から、議員ご指摘のとおり、三沢地区から金崎地区を経由するルートに決定してございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 林豊議員から通告のありました質問事項3、地域おこし協力隊についてお答えいたします。

当町の地域おこし協力隊の現状でございますが、現在、団員数は11名、これに予算上1名の採用ができる予算を持っているというところが現在の現状でございます。その中で、今回3名の隊員についてご質問をいただきました。まず、東廉太郎隊員、中嶋仁隊員、そして宇佐川拓郎隊員、3人の採用に至った経緯について申し上げます。

東隊員と中嶋隊員につきましては、令和6年4月に採用いたしました。当時、皆野駅前に設置した移住相談センターを町民や来訪者が立ち寄り、地域のにぎわいを生み出すコミュニティースペースとして運用していくことを目指しておりました。そのため、募集に当たっては、移住定住の促進、町のPR、コミュニティースペースの管理運営、まちづくりのアイデア実現に向けたプロジェクトパートナーといった、地域の中と外をつなぐ役割を担う人材を求めたものであります。

東隊員は、大学生を中心とした若者コミュニティとのつながりを生かし、若者が観光にとどまらず、地域の方々と体験を共にし、皆野町に関わり、携わることで町の応援者を増やしたいという目的を持って応募されました。

中嶋隊員は、自身の移住者としての経験を踏まえ、地域住民との交流を大切にしながら、空き家バンクの充実や移住相談の強化に取り組みたいという意欲を示されました。これらは町が求める人材として適していると判断し、採用に至ったものでございます。

続いて、宇佐川隊員は、令和7年4月の採用でございます。募集に当たっては、住民参加型のまちづくりを進めるため、住民の生きがいづくり、空き校舎や公民館等を活用した講座の企画運営、幸せや生きがいを分かち合える住民のコミュニティづくり、この4点を任務として掲げました。宇佐川隊員は、小鹿野町で地域おこし協力隊として活動しておりました。住民の誰もが先生になれる、生徒になれる、みんなの学校プロジェクトを進めておりました。皆野町でもこの経験を生かし、住民同士が主体的に学び合い、支え合う場をつくりたいという目的を持って応募があり、採用に至ったものでございます。

続きまして、各隊員の活動実績と町の評価、任期終了後について申し上げます。東隊員は、若い世代を地域おこしの現場に巻き込むという点で成果を上げております。昨年度までは皆野高校の学校運営協議会の一員として、学校統合という状況を前向きな姿勢に転換する役割を果たし、文化祭や閉校舎式では、地域外からの企業や大学を巻き込んで生徒たちと一緒に取り組みました。こうした関係性から、町のイベントにボランティアとして協力してくれる生徒もおりました。また、秩父音頭まつりでは、新たなにぎわいの場として、タイムスリップ横丁の企画、運営をサポートし、全国から50名以上の大学生が参加する動きを生み出しました。今年度に入ってから、三沢小学校を中心に企画された美沢川おそうじ大作戦には、大学生7名が応援に駆けつけてくれました。さらに、今週末14日の日曜日には、地域住民も参加できるピクニックイベントを大学生が自主的に開催してくれます。このように皆野町を好きになり、何度も訪れてくれる若者が増えてきていることは、東隊員が応募の際に掲げていた町の応援者を増やしたいという目標が、少しずつ形になってきているものと感じています。地域外からの若い担い手が増えてくることは、今後のふるさと住民登録制度を見据えても意義のあるものであり、地域おこし活動として評価しております。さらに、活動も3年目に入り、任期満了が近づく中で、自身の収益化事業にも取り組んでおります。民間企業と連携して、都市部の小中学生向けの自然探求学習ツアーを企画するなど、自身が皆野町に定着するために必要な取組も進めているところです。

続いて、宇佐川隊員は、町民の趣味や特技を生かした活躍の場づくりを中心に活動を進めています。フォークダンスや琴の演奏が得意な方を小学校の授業とつなぐなど、地域住民の生きがいややりがいづくり

を進め、その取組を「しあわせ図鑑」として冊子にまとめるなど、地域の人材にスポットを当てる活動を行っています。また、今年度に入り、これらの活動は個人から地区単位へと広がりを見せています。金沢地区のつつじまつりでは、大学生の出店をサポートし、地域の方と一緒に取り組みました。また、駒形区では地域の方々と協力して、自治会による自主的なコミュニティ活動、みんなの学校 in 駒形テラスを立ち上げることができました。これは、地域の方が提案した講座を区の公会堂で開催するもので、鳥獣被害対策の勉強会や駒形区周辺の歴史探索、合唱や健康散歩など年間5回の講座が予定されています。先日開催された第1回講座では、駒形区民に限らず、周辺の行政区や町外からも、合わせて24名の参加がありました。宇佐川隊員が応募の際に掲げていた、生きがいややりがいを分かち合えるコミュニティづくり、これが地域単位で広がりを見せており、地域おこし協力隊として評価できる成果であると考えております。協力隊の任期としては、まだ2年目に入ったばかりであり、任期終了後については相談中です。自らが先頭に立つというよりも、地域の主体性を引き出し、持続可能な形をサポートする立ち位置で活動しており、町としてもその姿勢を尊重しております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 三橋博臣登壇〕

○産業観光課長（三橋博臣） 質問事項3のうち、中嶋隊員についてお答え申し上げます。

中嶋隊員の主な業務は、移住者、移住希望者の相談及びサポート、お試し居住用住宅の管理運営、空き家物件の掘り起こし、活用、町民と移住者が集うコミュニティ拠点の構築等となっております。主な業務ごとに実績を申し上げます。移住希望者との相談は、直近の令和7年度15件ございました。残念ながらいずれも移住には結びつきませんでしたが、相談者が地域おこし協力隊が主催する事業の参加者となるなど、関係人口の創出に一定の成果があったと考えております。空き家関連の業務では、昨年度、当課で実施した空き家所有者へのアンケートに基づき、活用意向ありと回答いただいた全59物件について現地調査を行い、空き家の状態を確認、記録し、移住相談の資料として活用しています。また、町の内外の人々が集う拠点整備では、自らが開業したアンテナショップみなのを通じ、地元と外来者をつなぐ役割も果たしていると認識しております。

地域おこし協力隊は、任期後もその地に居住し、地域の一員となることが期待されています。中嶋隊員につきましては、既になりわいもあり、定住の意思も固いことから、任期後も本町町民として、また地域おこし協力隊のOBとしてまちづくりに貢献いただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 林豊議員。

○9番（林 豊議員） 局長、あと何分。

〔「あと11分です」と言う人あり〕

○9番（林 豊議員） 10分。

〔「11分」と言う人あり〕

○9番（林 豊議員） はい、分かりました。時がたつの早いよね。2時間ぐらいないと全然足りないものね、これだけだつて。

それはそれとしまして、まず公共交通について、文句言いたくないけれども、副町長はずるいね。まあいいや。検討したのかね。あんまり検討していないという感じもいる。デマンドのときもそうだったけれ

ども、急に突然いろいろ動いてしまってあれだけれども、去年の11月の二十何日だったと思いますけれども、突然町営バスのルート変更。アンケートを基にしてというのだけれども、現状として俺、前にも質問の中に出したし、どうしても駄目だったからということであつたけれども、ヤオコーは全く関わっていないこと、それから皆野病院については、従前から言うとおりもうずっと前から病院が独自でやって、しかもただなのだよ、相手は。ただのところへお金払って乗っていく人は、ほぼほぼいないよ。第1便だって9時半でしょう、着くのが、あそこ8時半なのだよ、受付開始が、皆野病院。それに合わせて運行しているの、皆野病院のバスは。そういったこともちゃんと考えたというか聞いてやったの。帰りだって簡単には帰れない。言っでは悪いけれども、病院に行きたいという希望は、そう書くよ、みんな。だけれども、皆野病院ではないのではない。ほかの病院ということもあるのではないかなと思います。だから、アリバイづくりで皆野病院を通るようにするのはちょっと違うと思う。大体、路線を増やす（減らす）の部分にも関わるけれども、結局はだってこれ既存の路線に枝を張っているだけでしょう。では、一番基になっている既存の金沢、日野沢の人たちが皆野駅へ行くのに、長生荘に行きます、親鼻を通って道の駅を通ってからぐるっと回って皆野へ行きます、これでは時間と金がかかるだけ、豚みたいなものだよ。だから、増便、増やす気がないのかというのはそういうところなのです。基本的に皆野町営バスというのは、日野沢、金沢の人たちが皆野駅、要するに電車に乗れるようにするというのが基本の考え方だと思うのです。そうでなければ終点皆野駅にする意味ないから。私はその途中で一回、何で町営バスなのに、役場に来ないのと言って、では役場に停留所造るかと言われて、私が造れと言ったわけでもないのだけれども、そう言っただけなのに、町長さんが造ってしまって、何であんなところへ、利用して役場へなんか行く者はいないよと怒られているのだけれども、それはそうなのかなとも思うけれども、今回のことも多分同じようなことになってしまう。だって、いろいろうろろろしている中で、ヤオコー入り口という停留所、親鼻の中で造ると言ったけれども、あれは悪い冗談だよ。あそこへバスに乗っていった年寄りが下りて、行くのはいいや、まだ。手ぶらだから。帰り、荷物両方手に持って帰ってくるの大変だよ、踏切あるのだし。そんなことやらなくてもいいのだよ。アンケートでそうなったから、それはいろんな方策があるわけでしょう。デマンドだっていいのだよ。だから、デマンドを使ってくださいでいいでしょう。そういうことを考えてもらいたかったわけだよ。アンケートについてだって、アンケートを取るだけではなくて、皆さんにやれとは言わない。だけれども、いろんな職員たくさんいるのだから、いろんな機会にいろいろ聞いて回ったものを集約してみれば、利用民がどういうことを本音で考えているかというのは分かってくると思うのだよ。それが全然分かっていない。これデマンドのときも言ったけれども、形は格好いいのを造るけれども、利用者目線に全然なっていないでしょう。

今回のところだって、バス使いたいと言っている今の路線つくったけれども、はっきり言って皆野駅から上の人たち、例えば議長の家は、あっちのほうは全然バス通っていないのだぜ。どうやって行くの、買物に。皆野病院にしる清水先生のところにしる金子先生のところにしる、足がないのだよ。そういう人たちの要望を聞かないのかいということになる、町営バスの路線を変更したのだというのなら。だから増やす気はないのかと聞いたわけ。そっちのほうはデマンドでというのだったら全部デマンドにすればいいでしょう。皆さんは、皆さんの年齢に来て、課長さんなり偉くなっているわけだけれども、それよりずっと前から我々の中には議員をやっているのがいて、そういった中で、いろんなところ、公共交通なんかについても視察なりしているのです。ただ遊びに行っているわけではないの。一番私の印象に残っているのは胎内市。胎内市というのは、何かすごい名物村長さんがいた村を中心に、2つの自治体か何かでできた

市なのだけでも、この間、何かの変なほうの話題に乗っちゃってしまったけれども。あそこなんかそれぞれがやっぱり公共交通でバスを持っていたのだって。トータルすると年間3,000万円ぐらいかかった。でも、ほとんどが空のバスを動かしてただけだと言うのだよ。それではいけないからというので統合して、今でいう、この辺で言うならば、イーグルバス方式のものをやったわけです。それでうまくいった。今どうなっているか分からないけれども、そういう話でした。そういうことやらこれやらをやったほうがいいのだよ。

今あるものを生かすのは悪いことではないけれども、それに固執する必要はない。それに観光客がなんというの二の次、三の次でいいの。今回ポピーで初めて皆野駅から公共交通がなかった。バスなかった。でも、幸いなことに丸通さんのタクシーがジャンボタクシーを持ってきてくれたから、そういう不満は多分それほどは出ていないと思う。それでいいのだよ。観光客は、路線バスがなければ、ないから行きたくないよということはないから。来なければ自分なりの交通手段で行くから、そんな先の先まで面倒を見てやることはないと思うよ、俺は。それよりも、今生きている人たちの足がないのだ。旧皆野だってそう。うちの周りだってそうだし、もう大浜や、それこそ木毛だとかあっちのほうの人たちには本当ないのだ、年寄りには。それが足りないの。デマンドにしてもそう。だから、根本的に職員の皆さん考えて。ユーザー目線で、しかもユーザーのほとんどが年寄りなのだよ。一方では、スクールバスを利用する子供たちがいる。それはやっぱり分けたほうがいいと私は思います。町長、そのことについての意見をちょっとお聞きしたい。

○議長（林 太平議員） 林豊議員に申し上げます。

残り時間が3分になりましたので、その辺でまとめていただければありがたいと思います。

○9番（林 豊議員） 大急ぎで。どうぞ。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 林議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

これまでもご説明をしまいましたが、これから運転手の確保だとか、そういったものを考えていく。あとは、バス停まで歩いて行けない方が増えてくる、運転免許証の返納も増えてくるということ考えたときには、コラム等でもお知らせしましたけれども、やはりデマンド交通、運転手の確保がより容易であるデマンド交通を基軸にしていく必要があるのだろうというふうに思っています。今現状というのは、路線バスがあり、お出かけタクシーがあり、そしてデマンド交通を今度始めるということで、重複する期間がありますよと。しかし、これは過渡期であって、最終的にはデマンドを基軸とした交通体系に皆野町は移行していくつもりがありますということは、先日ご説明をさせていただいたかなというふうに思っています。ですので、今現状については、今ある並存している3つの資源について、どのような形が一番それぞれにとって利便性、お客様にとっていい状況がつかれるのかということ、議員の皆様も参加をいただいたこの公共の交通の計画の策定からその後の経緯を経て、様々な方の協議を経て今の形になってきたものでございますので、まずこれを進めさせていただく中で、議員からのご指摘、また町民からのご指摘等がある部分をまた改めて見直していくということは必要かなと思っております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 林豊議員。

○9番（林 豊議員） すみませんね、せかしてしまって。長い。こんな立派なものができているわけだよ。2年間のお話合いの中で。その中で、この中でいろんなことをやったのだって議員にはほとんど伝わ

ってこない。2,000万円ぐらいかかっているのでしょう。こんなの無駄も無駄もいいところです。コンサルのお話は、どちらのどなたからも話が来なかったので非常に不満ではありますが、公共交通については、今の町長の答弁で一応終わりにしまして、地域おこし協力隊について。

それぞれのいろいろ出てきたけれども、いっぱい不満はありますし、そういったものが今ちくちくと町民の間にもたまってきています。それを気がつかないのだとすれば、それは職員として怠慢だから、いろいろ言って回って聞くといいです。確かに宇佐川君なんかはうまくやっているような気はします。ただ、彼にしたって渡りでしょ。小鹿野に何で住まないのと私は思います。では、今度は皆野に住むの。私は住まないと思う。だから、そういうことが、もうもともとの地域おこし協力隊の最初の主眼と違うもの。だって、3年間550万円ずつだったら、あっちこっち行くよ。俺だって行きたいもの。私の給料よりも200万円も違うのだから。

ということで、今後もしいろいろお聞きして回る、根掘り葉掘り重箱の隅をつつきながらいろいろ文句を言いますが、今後ともよろしくということで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 太平議員） 次に、6番、常山知子議員の質問を許します。

常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番（常山知子議員） 通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、アメリカ、イスラエルのイラン攻撃、ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザでのジェノサイドなど、国連憲章をはじめとする国際法をじゅうりんする武力行使が続いています。戦争は、多くの人々の命を奪い、暮らしと人間の尊厳を踏みにじるとともに、世界の経済、財政をゆがめています。日本国憲法の平和主義は、国民の痛苦の経験から生み出された財産であるとともに、再び戦争はしないというアジア諸国民への誓約であり、戦後日本が国際社会で外交していくための土台でした。今こそこの憲法9条を生かし、平和外交を推進すべきときです。

それでは、質問に入ります。質問事項の1、秩父音頭模範演技者育成について伺います。秩父音頭まつりの中で模範演技が行われています。しかし、現在、模範演技を行う人が約10名で高齢となっています。秩父音頭を守り発展させるためにも模範演技者の育成が必須です。どのように考えますか。

質問事項の2、「土地・建物取得（3月議会議案第13号）等に関し、町民への丁寧な説明を求める申し入れ書」について伺います。1つは、アスベスト含有建材を使用した建物であることを知っていて、普通に契約したということですが、使用計画未定で、解体費用に現時点で6,900万円かかる建物をなぜ1,100万円で購入したのか、なぜ解体費用を売主に負担させなかったのか伺います。

2つ目は、議案13号の質疑の中で初めてアスベストのこと、解体費用が6,900万円かかることが明らかにされました。この重大なことを議会や町民は解体に取りかかるまで知らないことになります。町長は町民に知らせる必要はないと考えていたのか説明を求めます。

3つ目は、解体工事に当たっては、議会への説明や広報紙などによる町民への周知を行いますとありますが、4棟ものアスベスト含有建物を解体するのであれば、単に広報等で知らせるだけでなく、近隣住民へは、より丁寧な説明が必要です。どう考えますか。

質問事項の3、訪問介護サービス事業所の補助事業について伺います。2024年4月、政府が訪問介護の基本報酬を2から3%削減したことで事業所の消滅が加速しました。当町の訪問介護事業所の実態はどのようなになっていますか。また、訪問介護サービス事業所運営を支援する考えについてお聞きします。

以上です。

○議長（林 太平議員） 町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項1、秩父音頭模範演技者育成についてお答えいたします。

秩父音頭は皆野町発祥の郷土芸能であり、世代を超えて町民をつなぐ大切な文化であると認識しております。秩父音頭保存会では、毎年おはやし、唄、踊りの3部門による秩父音頭講習会を開催しております。秩父音頭まつりの流し踊りコンクールで模範演技を務めているのは、この踊り部門の講師の皆様でございます。議員ご指摘のとおり、模範演技を担う方々の後継者育成は重要な課題であると考えております。秩父音頭保存会においても、これまでその取組を進めてきたところではありますが、担い手の確保と育成の充実に向け、講師をはじめ関係者の皆様と具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 6番、常山議員から通告のありました質問事項2、道の駅みなのリニューアル事業のための土地・建物の取得に関するご質問にお答えします。

本件は、去る5月に、日本共産党皆野町委員会委員長から、皆野町長宛てに提出された町民への丁寧な説明を求める申入れ書、これに対する町からの回答内容に関連するご質問でございます。

初めに、①、建物をなぜ1,100万円で購入したのか、なぜ解体費用を売主に負担させなかったのかについてお答えします。道の駅みなのリニューアル事業のため、町では道の駅みなのに隣接する土地、建物を合わせて5,100万円で取得いたしました。当該財産の取得に関しましては、令和8年第1回定例会議案第13号として町議会に提出し、可決成立いただいたものでございます。議案審議の中で産業観光課長からの答弁で申し上げましたとおり、この土地、建物の購入金額の妥当性は、あくまでも土地、建物合わせて5,100万円、これが妥当であるかという観点で検討したものでございます。当初、この土地、建物につきましては、企業誘致物件として町のホームページに売却ということで掲載しておりました。その時点での売却希望価格は、土地建物一式で1億5,000万円でございます。町としても企業誘致の観点から、民間企業同士の交渉の間に入るような形で前所有者との交渉を進めてまいりました。しかし、なかなか条件面が折り合わず、民間企業の誘致に対して交渉が長期にわたる中で、前所有者から、町が皆野町の発展のために使ってくれるのであれば、希望価格を大幅に下げるといってもやぶさかではないという趣旨のお話をおっしゃっていただきました。これをきっかけに、町といたしましても、道の駅みなの拡張用地としての検討を始め、どの程度の価格が妥当であるか交渉を重ねまして、土地建物一式で5,100万円というところに至ったということでございます。この価格の妥当性につきましては、5,100万円を土地の面積から割り返しまして、坪単価にいたしますと、1坪当たり2万1,655円ということになります。これは、固定資産税の算定の基となる宅地の基準価格と比べましても半分程度の単価となっていることから、一般的な価格より安く、妥当であると判断いたしました。

お尋ねの、なぜ建物を1,100万円で購入したのかという点につきましては、あくまでも総額5,100万円の

価格を妥当と判断し、所有者の意向等を踏まえ、土地を4,000万円、建物を1,000万円と配分したものでございます。

次に、なぜ解体費用を売主に負担させなかったのかについてお答えします。町としましては、土地、建物を5,100万円で取得ができれば、将来的にはアスベストを含む建物の解体費用まで見越したとしても、当初所有者が希望していた価格より下回ることから、妥当な価格と判断したものです。したがって、解体費用を売主に負担させるということは初めから想定しておりませんでした。

続いて、②、アスベスト含有や解体費用について、町長は町民に知らせる必要はないと考えていたのかについてお答えします。道の駅みなのかげ用地に所在する建物は、その建築時期から勘案して、建材の一部にアスベストが使用されている可能性は高いと想定しておりました。そこで、昨年11月にアスベスト含有検査を実施したところ、4棟の建物でアスベスト含有建材が確認されました。確認された建材は、いずれも通常の使用状態では飛散性が比較的低いレベル3の建材です。建材の劣化状況等を確認した結果、直ちに健康被害を生じる状況ではないと判断したものです。また、解体費用につきましては、先ほどの答弁のとおり、建物の解体を想定した上で5,100万円の購入価格を妥当と判断したものでございます。したがって、健康面への配慮、解体費用の負担、この両面において、当初から町が想定していた範囲内であったことから、加えての説明は行わなかったというものでございます。

続いて、③、アスベスト含有建物の解体工事に当たっては、事前に丁寧な説明が必要ではないかとのご質問にお答えします。道の駅リニューアルに関しては、この4月に企画財政課の中に道の駅リニューアル担当を設置し、構想の策定に向けて調査研究を始めたところです。現時点では、具体的な整備計画は決まっていない状況です。仮に解体するとなった場合には飛散防止措置を取るなど、関係法令に基づき適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

〔福祉課長 青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子） 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項3、訪問介護サービス事業所の補助事業についてお答えいたします。

まず、当町の訪問介護サービス事業所の実態についてですが、町内には事業所が4か所ございます。町といたしましては、地域包括支援センターが中心となり、訪問介護事業所のサービス責任者を招集し、困り事の聴取やサービス継続のための工夫などについて意見交換会を実施しております。事業所共通の課題として、訪問介護を担うヘルパーの不足、ヘルパーの高齢化、訪問ケースの家族形態の変化に伴うニーズの多様化などが挙げられます。また、議員が懸念されている基本報酬の削減による影響、さらに物価高騰による訪問に係るガソリン代の高騰なども影響もあり、安定した事業継続に苦慮されている声もお聞きしております。町といたしましては、訪問系のサービス事業者に対し、令和6年度、7年度の国の重点支援地方交付金を活用し、訪問に係る燃料費の補助を行ってまいりました。今後も事業所運営が安定して継続できるよう協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） それぞれ丁寧な答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。順番に行きます。

まず、秩父音頭の模範演技者の育成についてお尋ねします。今年も音頭まつりが刻々と近づいてきました。昨年9月から今年6月まで、秩父音頭の講習会が商工会主催で開催されました。先ほどの答弁にもあったように、それでこの講習会に踊り手として参加された方、町内で何人ぐらいいるかご存じでしょうか。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） お答えしたいと思います。

商工会のほうでちょっと名簿を見させていただいて、13人で、もしかしたら若干担当のほうも確認があれかもしれませんが、町内の方が6名ということでございました。ただ、実際の出席状況等を見ますと、町内の方が町外の方に比べると非常に出席している、全何回のうちの数回しか出ていなかったというような状況は見て取れましたので、やはり参加者もしっかりと募ってやっていかなければいけないというふうな認識を持ちました。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 今、町長に答弁をしていただきましたけれども、私はその模範演技を指導する人たちから聞いたところによると、町内の人はゼロだと、そういうふうにも聞いています。あまりにも少ないということです。このような状況から、これから模範演技を行う人が増えないとどうになってしまうのかということ、模範演技をしている人たちが大変心配しています。現状は先ほども言いましたように、演技者は約10名で、その人たちが高齢になってきています。秩父音頭発祥の地とうたっているわけですから、町ももっと力を入れて踊り手の育成に取り組んでほしいと私は思います。

さて、今年5月、小中学校の運動会、体育祭が行われました。プログラム終了の頃、全員で秩父音頭を踊りました。皆野小、皆野中学校では、その秩父音頭の笛や太鼓の演奏、また歌を児童生徒が行います。子供の頃から秩父音頭になれ親しんでいくことは、本当に私にとってはよいことだと思っています。しかし、子供たちが成長して町を離れると、秩父音頭を踊るチャンスがなくなってしまうのではないのでしょうか。踊りの講習会を開催したり、商工会はいろいろと努力をしていただいておりますが、講習会の開催予定を広報紙でお知らせするだけではなくて、お知らせするだけで町の人に参加されるのでしょうか。熱心な方は遠方から参加されているようですが、ぜひとも、ぜひこの方にはと思われる人には直接声をかけて、講習会への参加を呼びかける、そのような努力をぜひやっていただきたいと思います。町長、その決意をお願いします。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） お答えします。

先ほど私からも、講師をはじめ関係の皆様と具体的な方策を検討したいと申し上げました。昨年度の57回の秩父音頭まつり開催の検討の中でも、秩父音頭を町民共有の文化にしようというスローガンを掲げてございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、質問事項2番の土地・建物の取得（3月議会議案第13号）に関し、町民への丁寧な説明を求める申入れ書について再質問を行います。先ほど答弁でもありましたように、日本共産党皆野町委員会は、5月8日、この「土地・建物の取得（3月議会議案第13号）」等に関し、町民への丁寧な説明を求める

申し入れ書」を町長へ提出しました。そして、5月14日、その申し入れ事項に対して回答がありましたが、この回答は残念なことに中身の無いものと判断し、この議会での質問といたしました。まず第1に、アスベスト使用の有無の事前確認ですが、その調査は、報告によりますと令和7年11月に実施し、アスベストの検出が確認されています。しかし、土地、建物取得の補正予算が上程された12月議会にも、また今年2月の仮契約をしたときもアスベストの報告はありませんでした。今年3月議会の議案第13号の審議の中で、初めてアスベストのこと、解体費用6,900万円のことが明らかにされました。もう一度伺うのですが、解体費用に6,900万円がかかる、そういう建物をなぜ1,100万円も出して購入したのか、解体費用を売主に負担させなかったのか説明してください。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） ご質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたが、この建物に関しては、総額5,100万円という金額の中で、土地、建物を割り振った配分の結果、建物が1,100万円ということでございます。そして、その5,100万円に関しましては、将来的にはアスベストを含む建物の解体費用まで見越したとしても、当初所有者が希望していた価格より下回ると判断したからでございます。具体的な数字で申し上げますと、土地、建物の取得価格5,100万円、これに建物の解体費用がおよそ7,000万円弱でございます。これを加えると、およそ1億2,000万円ほどということになります。その他、追加的な費用等がかかることも想定されますので、そういったところも勘案いたしましても、当初所有者が希望していた1億5,000万円という価格を下回ることから、妥当な価格であると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 説明で大体分かったような気がしますが、2番目の契約時のアスベストに関する話合いの経過も明らかにされていません。6,900万円とも言われるアスベスト除去や解体費用は、町民が納めた税金から支払われるものです。アスベストが検出された建物であると分かったのに、建物を現状のまま引き渡すことになったのか。アスベスト除去、また解体費用についてどのような話合いをしたのか、具体的に明らかにしてください。

○議長（林 太平議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） お答え申し上げます。

本年4月から道の駅リニューアルに関する事務につきましては、企画財政課に新たな担当を設けて行っておりますことから、今回のご質問の答弁につきましても企画財政課長から申し上げます。再質問の中で、当時の状況ということでございますので、担当いたしました私からお答え申し上げます。

当初から売主というか前所有者との交渉は、現状での引渡しが幾らになるのかということが前提で進んでおりました。アスベストがあることというのも、建築年代から十分に想定をされた上で、現状でなら幾らで買うのが妥当なのかということとずっと交渉してまいりました。そうした中で、先ほど企画財政課長からも申し上げます金額で妥結し、町もそれが妥当であろうということで判断をしたということでございます。

以上です。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） いろいろと説明をいただきましたが、私が何でこんなにアスベストにこだわるの

か。本当にその当時の建物というのはアスベストが使われている、そういう建物が多いというのはよく聞いています。しかし、そのアスベストが飛散したりして、それを吸った人たちがどのような病気になってしまうか、本当に町民の安心安全というか健康被害が出たときには本当に遅いのです。ですから、こういうものを買うのだったら、絶対に売主が負担してもらいたい。町の税金で使ってほしくない。本当に健康状態を考えていただいたら、私はそういうふうに質問したいと思います。そして、解体工事が行われるようになったときに議会への説明、私たちは聞くだけでしょ。町民への周知、広報紙などでこれからあそこの建物を解体するよ、ただそれだけが広報紙に載ったとしても、では観光に来た人、道の駅に来た人、それからその近くに住んでいる人たちが、どのような対策を取ったらいいのか、もうそういうことをちゃんと丁寧で町が説明をしていただきたい、そう思うのですが、具体的にどういうふうなことを想定しておりますか。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） この道の駅については、当然訪れている方々に影響のないように、しっかりとした法令等に基づいた基準というのでしょうか、そういったものを遵守しながらやっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6 番（常山知子議員） それだけですか。町民はどうしますか。町民には広報紙で知らせるだけですか。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） では、申し上げます。

この解体費用というよりも、今後は議会や町民の皆様の関心が高い事項については、より分かりやすく情報提供できるように改善に努めてまいりたいというふうに思っていますので、当然町民の皆様には必要な情報をお伝えしていくというふうに考えてございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6 番（常山知子議員） ぜひ町民の皆さんにも本当に分かるように説明をしていただきたい、そして不安を除いてもらいたい。本当にあそこを通ったらアスベストがあるのだなんて、飛散したらどうしようということを皆さん心配されておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。3 番目の訪問介護サービスについて、当町の訪問介護サービス事業所の実態については説明を受けましたので、よく分かりました。介護保険を利用するようになってから、それでも住み慣れた場所で暮らしたい、そんな高齢者の思いや生活の援助をしてくれるヘルパーさんが必要です。でも、少なくなっているという答弁でした。離れている家族も大変ヘルパーさんがいることで助かっています。しかし、2024 年 4 月、政府は訪問介護の基本報酬を 2 から 3 % 削減しました。その結果、事業所の赤字経営が続き、事業所の消滅が相次ぎました。ご存じだと思いますが、全国で訪問介護事業所ゼロの自治体、また残り 1 つの自治体は、2024 年 12 月末時点で合わせて 379 市町村にもなっています。埼玉県内の訪問介護事業所ゼロは、東秩父村、残り 1 つの自治体は越生町、鳩山町、横瀬町となっています。そのような中、美里町では、訪問介護事業所に対し、報酬の引下げによって生じた減額分に相当する額を事業所に補助しております。当町では、ガソリン代などや燃料費を補助しているということをお聞きしましたけれども、ほかにどのような支援を考えているかお聞きします。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

まず、サービス事業所に対する介護報酬については、要介護度によって異なっております。要介護1から5の方については、当町も国の基準に基づく報酬額で行っておるところでございます。また、要支援の方の予防介護のサービスの基本報酬については、総合事業の報酬となりますが、当町だけではなく、この地域の特有でございます秩父地域の包括的なサービス利用という観点から、1市4町で協議して報酬額を統一しているという経緯がございます。したがって、町単独で報酬の削減分を補填するという考えはございません。いずれにいたしましても、今年度第10期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する節目の年でございます。また、この6月に国で臨時の介護報酬の改定が施行されたところでもございますので、国や県の動向を注視しつつ、近隣の自治体とも協議し、検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 支援は考えていないと、そういう答弁ですけれども、これから皆野町もますます介護を必要とする高齢者が増えてきます。そのようなとき、介護事業所ゼロの自治体にならないよう、事業所にはしっかりと支援を行って、高齢者が住み慣れた場所で生活できるように援助していただきたいと思います。しっかりと検討していただけますか。課長、よろしくお願いします。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

今後検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 最後になります。しっかりと支援を行っていただいて、私たちもう高齢になるのですけれども、高齢者が住みよい、住み慣れた場所で生活できるような、そういう町に援助していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 太平議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

〔「議長、休憩に……」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時58分

○議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（林 太平議員） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付のとおりです。議案第25号から議案第35号の11件、承認第3号から承認第5号の3件、同意第1号から同意第4号の4件、以上18件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第6、議案第25号 皆野町デマンドタクシーの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第25号 皆野町デマンドタクシーの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町の地域公共交通計画に定めるデマンドタクシーの新規導入に伴い、設置及び管理に関し、必要な事項を定める条例を制定するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本賢伸登壇〕

○総務課長（橋本賢伸） 議案第25号 皆野町デマンドタクシーの設置及び管理に関する条例の制定について内容をご説明いたします。

本条例は、町の地域公共交通計画に定めるデマンドタクシーの新規導入に伴い、設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

1 ページを御覧ください。第2条は、デマンドタクシーを設置する規定を定めるものでございます。

第3条は、デマンドタクシーの運行に関して、路線を定めず一定の区域内を利用者の要望に応じて運行する方式とし、デマンドタクシーの運行日、運行回数その他必要な事項は規則で定めるものでございます。

なお、規則の内容は、5月7日、議員の皆様にご説明したものを規定することになります。

第4条は、運行区域を定めるもので、法の規定により許可を受ける区域は皆野町内です。

第5条は、デマンドタクシーの利用者は町内に居住する方とし、利用方法は規則で定めるとするものです。

第6条は、デマンドタクシーの使用料を1人1乗車500円とするものでございます。

第7条は、使用料の免除規定を定めるものでございます。

2 ページに移りまして、第8条は、使用料の還付について、納付された使用料は原則還付しないと定め

るものでございます。

第9条は、乗車の制限規定を定めるものです。

第10条は、損害賠償について、原因者負担で原状回復することを定めるものです。

第11条は、運行と管理、使用料の収納を業務委託できることを規定するものでございます。

第12条は、規則への委任を規定するものです。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものです。

以上、議案第25号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 1ページの一番下の使用料の免除というのがあります。第7条、町長は特別の理由があると認める者については、使用料の全部又は一部を免除することができる。この内容、特別の理由とは何か説明してください。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

使用料の免除をする場合の特別の理由でございますけれども、現時点で想定しているものにつきましては、4回分の無料のお試し券、これがこれに該当するということでございます。そのほか、例えば災害等あった場合等も免除の対象になり得るものというふうな認識であります。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、デマンドタクシーの新規導入に伴う条例の制定の議案ということですが、関連も含めまして何点かお伺いしたいと思います。

1点目ですが、第3条でデマンドタクシーの運行について、一定の区域内を利用者の要望に応じて運行する方式での運行とあり、運行日、運行回数、その他の事項が町長が別に定める、このようになっております。そこで5月7日、町施策に関する議会への説明会での参考資料か、また規則等が既に案としてできているのであれば、用意をその配付と併せてデマンドタクシーの概略説明を求めたいと思います。

2点目ですが、第4条で、デマンドタクシーの運行区域は、法第79条の規定により登録を受けた区域、このようになっていますが、具体的な登録区域とはどういった内容なのか。

3点目ですが、附則で、この条例は、公布の日から施行すると、このようになっております。デマンドタクシーの正式運行はいつ頃を予定しているのか。また、車両購入についてはいつ頃購入予定なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

1点目に申し上げました資料の提出の概略説明もお願いしたいと思います。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問の1項目め、一定の区域等ということで、規則で町長が定めるというところ、規則が既にできているのかというご質問でございますけれども、この条例が可決いただければ、その後、作成をする予定となっておりますので、規則については現在ございません。ない場合に参考となる資料をというところでございますので、ここでお配りさせていただきたいと思うのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（林 太平議員） 資料の配付をいたしますけれども、それでよろしいでしょうか。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

○議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） ただいまご配付させていただきました資料のまず1ページでございますけれども、デマンド交通、開始の予定、2番のところですが、令和8年11月を予定してございます。

続きまして、資料4ページでございます。4ページというのは地域公共……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（橋本賢伸） そうです。下に打ってあるページで、4ページで、4のデマンド交通導入についてというページをお願いしたいと思います。

まず、運行の形態でございますけれども、まず予約をしていただきまして、自宅と指定された乗降ポイントの間を運行するというドア・ツー・ドア、自宅の玄関から目的地までを運行するという内容でございます。運行日時でございますけれども、月曜日から土曜日、日曜と祝日、年末年始は運休となります。基本となるダイヤを設定いたしまして、予約に応じて運行をしております。利用方法でございますけれども、スマートフォンまたは電話から委託業者のほうに予約をして乗車をさせていただくという形でございます。利用に当たりましては、事前の登録が必要となります。ダイヤなのですけれども、9時台のお出かけ便、10時台のお出かけ便、11時台のお出かけ便、14時台のお出かけ便、15時台のお出かけ便で、お帰り便につきましては11時台、12時台、1時台、3時台、4時台となっております。

利用の概略については以上でございます。

続きまして、登録区域ですけれども、こちらは皆野町内全域ということでございます。それと、正式運行、先ほども触れましたけれども、本年の11月から運行を予定してございます。車両の購入につきましては、既に2台購入しておりまして、現在は役場の車庫で保管をしております。この後ラッピングをいたしまして、11月からの本格運用に備えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） ほかにいいですか。

内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。実証運行時と大きく変わった点として、大字皆野エリアについても、自宅と目的地ポイントを結ぶドア・ツー・ドア方式になったということであります。全町内でこういった形で運行されることについては、大変よかったなというふうに思っています。

そこで、細かいことなのですが、たしか実証運行のときもポイントの地点、何か所か指定されたと思うのですが、具体的に正式運行する場合、目的地ポイントを何か所ぐらいを予定しているのかお聞きしたいと思ひますし、また運行区域が皆野町内ということであります。5月7日の説明会の中でも、常山議員から、現在、高齢者お出かけタクシーの町外利用についてもタクシーでの半額補助という形になっているか

と思います。今後このデマンドタクシーに高齢者お出かけタクシーが集約されていくことが考えられるわけなのですが、先ほど配られた資料の中でも、令和10年度からデマンドタクシーにお出かけタクシーも集約しているという方向性が出されております。常山議員からもこの件につきまして、現在支援を受けているような方たちを継続してもらいたいというような意見が出されていたかと思うのですが、こうしたデマンドタクシーに集約された段階での町外への移動支援、この点についてどのような今の時点で考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

まず、目的地のポイントをどのぐらいというご質問でございますけれども、分類といたしまして、商業施設ですとか公共施設、駅、金融機関、薬局、病院、理容室、美容室、こういった町内の施設を乗降ポイントとしてございます。数につきましては、ざっとですが、50ポイント程度でございます。

それと、続いてのご質問、お出かけタクシーが集約された後の町外を利用している方に対してどうするかということでございますけれども、今後の検討課題というふうに認識してございまして、お出かけタクシーで町外に行く方の利用のシーンですとか、そういったものを分析した上で、令和9年度にかけて10年度からどうするかということは検討してまいる、こういった考えでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 町外への移動支援なのですが、現在も含めて、また令和10年度の時点で、該当者といえますか、利用者がどのぐらいいるかという、そういった問題もあろうかと思うのですが、いずれにしても、現状の支援を下回らないような形での何らかの支援をぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、正式運行は11月からということでございます。今後、デマンドタクシーの制度といえますか、利用者が拡大できるような形で、利用者の登録なり、また特に高齢者お出かけタクシーを利用している利用者へのスムーズな移行といえますかが図られるように、ぜひ制度の周知なり、また働きかけを強めていただきたい、このように要望させていただきたいと思います。

○議長（林 太平議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林です。以前にお聞きしてはいるのですが、改めてですけれども、この事業に関しての1年間の予想経費と予想される収益、その数字一度聞いていますので、改めてもう一度、数字がありましたらお願いします。

○議長（林 太平議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時26分

○議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） 大変お待たせして申し訳ございません。ご回答させていただきます。

まず、年間の運行に係る経費でございますけれども、約2,000万円を想定してございます。想定運賃収入でございますけれども、予算上50万円を計上してございます。

〔「これは半期ってことだね。半期、11月からの」と言う人あり〕

○総務課長（橋本賢伸） そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 林豊議員。

○9番（林 豊議員） ありがとうございます。前々から聞いたとおりなのですが、要するに年間経費が2,000万円で、年間収入予定が今のところだから実際問題で分からないけれども、今半期で50万円でしたけれども、1年間にすれば掛ける2でいいのだよねと前にも言ったのですけれども、そうすると1年間で100万円というのが収入になるのかなというふうに考えるのですが、これでいいわけですね。2,000万円の経費で収入が今のところ100万円しかないということで。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

常山知子議員。

○6番（常山知子議員） この5ページにあります下のほうに、高齢者お出かけタクシーに係る政策方針、先ほどの内海議員の質問に関連するのですけれども、令和9年度をもって町内移動を目的とした、町外も使えますよね、これは。お出かけタクシーは町外も利用できるわけですよね。これはどういうことですか。町内移動を目的とした高齢者お出かけタクシー事業は終了する予定であるため。では、町内はお出かけタクシー券を使って乗れないということですか、これは。お出かけタクシーは町外も利用できるものですよ。それで、今まで町外の病院なんかに通っていた人は、お出かけタクシー券がなくなると大変困ると、そういう声が聞こえています。そして今年度も30枚もらったタクシー券が20枚になってしまったと。あまりちゃんとした説明もないで、ぐっと10枚も減ってしまうというのは、これから病院通いにどうしようかと、すごく悩んでいる人もいます。そういうのをいきなりやってもらっては困ると思いますので、その辺、スムーズな移行を行っていただくよというふうになっていますが、ちょっとその辺はどうなのでしょう。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

現在のお出かけタクシーの制度については、今後、縮小をしていくという予定でございます。今年度からデマンドタクシーが始まると。バスの再編もあると。そういった中で8年度、9年度は、その3つの公共交通が併存するわけですが、その中で9年度につきましては、お出かけタクシーは、まだ制度としては存続していく。ただし、10年度については、議員今お話しあったように縮小していく、廃止をしていくという予定でございまして、1年間、1年半の期間を持たしていると、そういった中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） そうすると、町外へ出かける人にとっては、ここにも町外への移動支援をどうするか今後の課題だというふうに書いてありますけれども、そこをしっかりと考えていただかないと、今ま

で町外に病院に通っていた人とか、そういう人たちは大変困ると思いますので、ぜひその辺を考えていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番（常山知子議員） 6番、常山知子です。議案第25号 皆野町デマンドタクシーの設置及び管理に関する条例の制定について、反対討論を行います。

以前にも発言をしましたが、公共交通の整備の基本は、総合的なまちづくりの視点を持ち、町民の移動手段の確保により地域が活性化し、皆野町で暮らし続けられる生活基盤の整備を図ることだと私は考えています。皆野町の公共交通の整備は、お出かけタクシー券に始まって、やっとデマンドタクシーという乗り物が始まろうとしています。第6条の使用料について、1人1乗車につき500円の使用料を納めるとありますが、500円は高いと思います。デマンドタクシー利用者の多くが高齢者です。1月5万円弱の年金生活者にとって大変な負担です。週1回の買物や病院通いに往復で1,000円かかります。月にしたら5,000円です。使用料について高齢者は無料を求めます。デマンドタクシーを多くの町民に利用してもらうためには、ある程度、町の持ち出しがあってもよいと私は考えます。自分の車を運転できないときがいずれやってきます。もう来ている人もいます。そういう人は閉じ籠もりにならないよう町は最善の努力をしていただきたい。多くの人が利用できるデマンドタクシーにするべきだと思います。よって、この条例案に反対します。

以上です。

○議長（林 太平議員） 次に、賛成討論を許します。

3番、黒澤広治議員。

〔3番 黒澤広治議員登壇〕

○3番（黒澤広治議員） 3番、黒澤です。議案第25号の賛成討論をいたします。

デマンドタクシーの料金500円は、町営バスの運賃300円、タクシーの初乗り料金900円など他の公共交通料金とのバランスや近隣市町村の状況、また公共サービスとしての意義や利用者負担感への配慮の上に設定されたものであり、適切な金額と考えます。

よって、第25号に賛成いたします。

○議長（林 太平議員） ほかに討論はございませんか。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林です。黒澤町長を支援して選挙でも応援した立場で、非常に心苦しいことではありますけれども、この案に反対の立場で討論させていただきたいと思います。

議会の活性化ということでもありますし、もう少しよく考えたほうがいいかなと思います。まず、3つありまして、まず1つは、もともとの原案について、もっと議員の仲間、もう少し怒らなければ。この案

についてだってほとんど事前の話し合いはないのだから、この中で何人も、5年、10年、公共交通について勉強してきた人たちがいるわけで、そういった人たちの話はほとんど聞かずに、自分たちだけで机の上で鉛筆なめてつくったような案でどうだと言われても、それは納得できません。近隣といって、近隣だって秩父郡市ぐらいしか見ていないのだろうけれども、滑川町では現町長さんが、職員時代にすったもんだした挙げ句に、ただにしたのです。滑川町は1万ちょっとです、人口だって。決してすごい裕福な町ではありません。けれども、それのおかげで消滅しない町にぎりぎりなっているというのが現状です。もったない頭を使いましょう、議員の皆さんも。町民の声もよく聞いたほうがいいと思うのが1つ目。

2つ目、料金についてはそういったことで、基本ただです。

3つ目、いろいろ考えてもらっているのは非常にありがたいところではあるけれども、私のところから、先ほども一般質問のときにも言いましたけれども、皆野駅から上のほうは、ほとんど何にもないのです。今回のこのデマンドタクシーの基本設計は、いまだに日野沢、金沢、三沢の山から町に出てくるというのが基本設計なのだよ。そうではないのです、もう。旧皆野の平場の人たちだって、大浜、それこそ議長さんの家のほうからだって、親鼻のヤオコーへ行きたいという人がもう足がないのです。だからタクシー券、そういう意味では、もういつの町長だか分からなくなってしまったけれども、石木戸町長がお出かけタクシーをつくってくれたことというのは非常にありがたい部分で、しかもそれがだんだんやっていく中で、当初は本当に旧皆野は誰も使えなかったのが、全員が使えるようになったおかげで、うちの近隣でも、使ったおかげでタクシーが呼べますという家がいるわけ。今日、実は傍聴で越生町の前議長さん来ていたのだけれども、この間、越生町でも同じようなことをやっていましたので、私聞きに行きました。何か民間だったと思いますけれども、あそこ越生から黒山三滝というのがありますけれども、黒山へ行く定期バスが廃止されてしまっているのです。それに対して町がやっぱりタクシー券、幾らかぐらいしかやってくれなくて困るというような話だったのだけれども、タクシー券だってよく聞いてみれば、皆野より随分多いのです。ひっくり返ってみれば、今年度予算だって50億円を超える本当に大きな予算です。近隣の町でもこんな大きな予算を使っているところはない。そんなに使えるのだったら、またプールだって廃止にしたのだから、プールの廃止分5,000万円、それだけ使ってみても、お出かけタクシー、ここのところ、つくってからずっと経費が、決算してみれば200万円そこそこなのです。なぜか、使いづらいからでしょう。規制を取っ払ってやってみればいいのです。それで駄目なら、1億円もかかるというのでは駄目かもしれないけれども、5,000万円以内で済むのだったら、こんないいことはないと思います。今回の案を見れば、先ほど確認したとおり、事業経費が年間2,000万円に対して、収入と言っていいかどうか分からないけれども、収入もくそもないのだよね。100万円。本当はただでやれば、それこそもっといいことかもしれない。たった100万円の収入を得るためのいろんな事柄をくっつけるのだったら、ゼロでやるべきだと私は思います。とにかくもう少しお互いに勉強して、少しでも楽に年寄りが暮らしていける町にしたいと思う願いを込めて、反対をいたします。

だって、私3つ下だけれども、もうすぐ自分が運転できなくなるかと思うと本当に恐ろしいです。

以上です。

○議長（林 太平議員） ほかに討論はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

○12番（宮原睦夫議員） 議案第25号の賛成討論を行います。

私もこのデマンド交通に対しましては、テスト走行しても平均5.5人だったということについても、非常にデマンド交通をやるについては、まずは疑問に思っていたところでございます。そんな中におきまして、今の町の公共交通、まずは町営バス、今度はデマンド交通、それとお出かけタクシーと、それと学校については今度は通学のバスをやると。4通りもあるわけです。これらについても、もっと私は執行部に対しても集約をしてやるべきだということを申し上げてきました。そんな中におきまして、現段階では、この条例については、執行部もどうしてもやるということでございます。私も黒澤町長の支持者の一人としてやるべきことはやって、今後、問題点と、あるいは疑問になったら大幅に改革するなりやめるなりするということを要望させていただきまして、本議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（林 太平議員） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（林 太平議員） 起立多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第7、議案第26号 町職員等の旅費支給に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第26号 町職員等の旅費支給に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年4月より町職員等の旅費支給に関する条例が施行されたことに伴い、引用する条例名及び条例番号について改正するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本賢伸登壇〕

○総務課長（橋本賢伸） 議案第26号 町職員等の旅費支給に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧

ください。このたびの改正は、令和8年第1回定例会で可決いただいた町職員等の旅費支給に関する条例が施行されたことに伴い、関係する4つの条例について一括で改正するものでございます。

第1条関係は、皆野町固定資産評価審査委員会条例、第2条関係は、証人等の実費弁償に関する条例、2ページに移りまして、第3条関係は、特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例、第4条関係は、皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について引用している条例名及び条例番号をそれぞれ改めるものでございます。

改正条例本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から遡及適用させるものでございます。

以上、議案第26号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第8、議案第27号 皆野町営バス条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第27号 皆野町営バス条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町の地域公共交通計画に定める町営バスの再編をするため、条例の全部を改正するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本賢伸登壇〕

○総務課長（橋本賢伸） 議案第27号 皆野町営バス条例の全部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

今回の主な改正は、バスの運行ルートや運行日、運行回数、使用料などを定めるものでございます。

1 ページを御覧ください。第2条は、町営バスを設置する規定を定めるものでございます。

第3条は、運行方法について定めるもので、運行日、運行回数などは、条例制定後作成する規則で定めるとするものです。

なお、規則の内容は、5月7日、議員の皆様にご説明したものを規定することになります。

第4条は、運行路線を定めるもので、法の規定により許可を受ける路線は、日野沢線と金沢線です。

第5条は、使用料を定める規定で、3 ページを御覧ください。基本料金を1人当たり1乗車300円とし、障害者と子供は半額、未就学児は無料とするものです。2段目以降は、それぞれの使用料に基づき、回数券運賃と定期運賃を規定するものでございます。

1 ページにお戻りください。第6条は、使用料の免除規定を定めるものです。

第7条は、使用料の還付について、納付された使用料は原則還付しないと定めるものでございます。

第8条は、乗車の制限規定を定めるものです。

2 ページに移りまして、第9条は損害賠償について、原因者負担で原状回復することを定めるものです。

第10条は、広告枠を定める規定で、4 ページを御覧ください。別表には期間に応じた車外広告料と車内広告料を規定するものでございます。

2 ページにお戻りください。第11条は、運行と管理、使用料の収納を業務委託できることを規定するものでございます。

第12条は、規則への委任を規定するものです。

附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を令和9年1月1日からとするものでございます。

第2項と第3項は、改正前の定期券と回数券について、令和9年1月1日以降も使用できるとするものでございます。

以上、議案第27号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

9 番、林豊議員。

○9 番（林 豊議員） 幾つか質疑をさせていただきたいと思います。

8条の（3）、乗車定員を超えて乗車しようとするときというのですが、これは拒否することができるというもののなかですけれども、現状の町営バス、乗合バスにはたしか乗車定員はなかったような覚えがあるのですが、乗車定員というのは今現状でも何人というのがあるのですか。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんので、確認して回答させていただきたいと思っています。

〔何事か言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時59分

○議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お待たせして申し訳ございません。

現町営バス条例にはそういった制限規定はございません。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最初に提案理由にあります地域公共交通計画に定める町営バスの再編をするため、このようになっておりますので、町営バスの再編の大きな理由、こういったところにあるのかお聞きしたいと思います。

また、第3条でバスの運行について、「路線を定めて定期に行うものとし、バスの運行日、運行回数、その他の必要事項は、町長が別に定める」、このようになっております。現行の皆野町営バスの条例では、運行路線である金沢線、日野沢線の明記や1日の運行回数も条例で明記されております。しかし、本条例ではこうしたことが明記されておらず、町長が別に定める、このようにした理由についてお聞きしたいと思います。

これに関連しまして、先ほどデマンドタクシーの要望した資料と一緒に、この町営バスの関係の資料も配付されております。これに基づきまして運行路線、運行ルート、運行ダイヤ等の概略の説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

現条例に運行回数等あるのに、新条例では、改正後の条例ではその辺のところを載せないということでございますけれども、他団体の例も参考にいたしました中で、規則で定めることが適当であるという判断に至りました。そのため、規則に委任するというものでございます。

次に、ルート等、概略ということでございます。先ほどお配りさせていただいた資料でご説明をさせていただきます。まず、バスの再編ルートでございますけれども、買物ですとか通院ですとか通学にということで、ルートの変更をしてございます。まず、日野沢線も金沢線も同じでございまして、小学校を経由する便が日野沢発、金沢発、役場行き、これが第1便となつてございます。同じく日野沢、金沢発で町なかを経由する、いわゆる病院ですとか道の駅とかを経由する便が2便、3便、4便、これはA4の資料でございまして、なつてございます。それと、小学校と町なかを経由しない直通便でございまして、それらの3ルートに再編をしたというのがルート変更でございまして。

それと、再編ダイヤでございまして、A4のほうの資料の1ページでございまして、利用者の少ない便につきましては廃止をしてございます。金沢線の平日役場発1便、8便、日野沢線、金沢線、休日役場発5便を廃止してございます。

それと、ダイヤの見直しの中で、日野沢線と金沢線、観光地等での滞在時間が長くなるよう運行ダイヤを入れ替えてございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。路線バスの再編の資料、提出していただいたのですが、それに基づいて説明をいただきました。この中で明らかになっていることが、平日、休日を問わず、時間帯によって運行ルートを変更する、こういった1路線、2ルート、3ルートとも言われていますが、このような運行予定になっているようです。ただ、その後、林議員の一般質問の中でも触れられておりましたが、国神小学校区の児童全員のバス通学が決定されたことによって、それに伴いまして金崎回りのルート変更、また大渕経由、皆野橋経由のルート変更への意見なり要望、こういったことが出されていたかと思えます。また、平日、休日問わずに、日野沢線、金沢線とも時間帯によって道の駅みなのを経由した運行ルートも予定されております。これに関連しまして、路線バスを補完するデマンドタクシーとの役割分担があらうと思うのです。それらを含めた見直しを図るべきではないのかというふうに思います。また、平日、休日を問わず、時間帯によって運行ルートを変更すると、こういった内容で、取り越し苦労かも知れないですが、運転手さんの安全面での問題といえますか、私はすごく不安視しております。そういったことから、今後の路線のルート変更、また1路線、2ルートとか3ルートということではなくて、本当にシンプルなワンルート等に見直しを図るべきではないのかなというふうに思っております。

林議員の質問の答弁の中で、副町長からは令和8年秋あたりの見直しを考えているというような答弁がされたかと思えます。また、町長からも見直しについて触れた答弁がされているかと思えます。また、先ほども配付していただいたのですが、地域公共交通の再編方針案の一番右側になります目指す姿の中の路線バスのところで、「利用実態に応じて見直しし、必要な路線は維持しつつ、デマンドタクシーとの役割分担を図る」、このように書かれております。そういったことを含めまして、私の聞き間違いではないとは思いますが、副町長は今年の秋あたりの見直しを考えているというような答弁をされたかと思うのですが、それらを含めて、町長のほうから、見直しの時期を含めて考えがありましたらお聞きしたいと思えます。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） まず、町の公共交通ですけれども、前回5月7日のご説明を申し上げたとおり、現状は路線バス、お出かけタクシー、そこにデマンドタクシーを加えさせていただいて、将来的にはデマンドタクシーが基軸になってお出かけタクシーを統合して、利用実態等に応じて路線バスについても必要な見直しを行っていくと、役割分担というものをしていくということでご説明をさせていただいているところでございます。副町長のほうからは、このデマンドタクシーの導入に合わせて見直しを……

〔「導入によって、を考慮しながら」と言う人あり〕

○町長（黒澤栄則） 導入を考慮しながら見直しを検討するというような答弁だったということのようでございます。ですので、今回は最終的にはデマンドタクシーを基軸に据えていくのだという交通体系を大枠として示させていただいて、その中で、令和7年3月に策定した皆野町地域公共交通計画の中で、いわゆる日常生活に必要なスーパーだとか病院に向かうアクセスできる運行ルートへの見直しだとか、あとは児童生徒が通学にできるルートの見直しというものが町営バス、路線バスという中に計画として定められている部分について対応した見直しをさせていただいているというものでございます。最終的にはこの目指す姿に向かって、先ほど申し上げたとおりデマンドタクシーを基軸とした見直しというのをしっかり行っていくというのが私の考えでございます。

○議長（林 太平議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 具体的な見直しの時期等については触れられていないのですが、やはりこの町営

バスの再編の大きな理由として、買物、通院できるバス路線の再編ということもありますが、一番のメインというのは、やはり通学に利用できる路線バスの再編、これがウエートが高いのかなというふうには私には思います。少なくとも、時間帯によって皆野小学校前から親鼻のほうへ向かいまして、道の駅を経由して、また役場のところのバス停のところまで戻ってくると。何かそれは回転場を道の駅のところ設けるといような、そんな感じがしてなりません。少なくとも道の駅の設置の大きな理由としては、ドライバーの安全確保という意味から、駐車場を確保して、休憩所を確保して、トイレを設置する、これが道の駅の設置の3要件だったというふうに思います。そういったことから、多くの方が車、ほとんどの方が車で利用するのが道の駅だというふうに思いますし、またこの町営バスを道の駅経由にした場合、どの程度の利用者がいるのか。私はそうは多くはないのではないかと、少ないのではないのかなというふうに思います。それであるならば、やっぱりデマンドタクシーを利用するように力を入れていただくと同時に、やはり町営バスのルート、本当にシンプルな形にしておいたほうがベターかなというふうに思います。あわせて、この間私のほうからも言っていますが、路線バスのルート、金崎回りでは、また大淵、皆野を経由して町内に入ると、そういったルート的大幅の見直しを、そう先に行かないうちに検討できないものか、この点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） お答えしたいと思います。

令和10年度にデマンドタクシーを基軸とした交通体系へ移行ということは打ち出させていただいておりますので、その段階でお示しできれば、何らかの方向性を示していく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） すぐずぐというふうにはいかなと思うのですが、いずれにしても町営バスの利便性なり安全性が保たれる中で、合理的な地域公共交通、そういったことで、できる限り自己負担が少なく、誰もが安心して移動できて福祉の向上につながる、こういった地域公共交通にすべきに常に改善を図るように努力を要望させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

まず、議案第27号に対する反対討論を許します。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。

先ほどのデマンドについてもそうなのですが、セットでと言ったらいいかどうか分かりませんが、反対しないと討論出ないので、一応今回の議案の中の料金やなんかについては、何ら異存はございませんけれども、コースについては大変異存がございますので、それについての反対を申し上げたいと思います。

何度も言っていますけれども、現執行部は突如としていろんな議案を出してくるのですが、これについても去年の11月の二十何日かに突然ルートの変更ということで出してきたわけですが、アンケートに基づいて、町民の要望が、病院や買物にという要望が多かったからというのが一つの理由になっていましたけれども、これは一般質問でも述べたとおり、病院についてはもうずっと前から独自のバス、これ無料バスがあるわけですし、買物については今回では一番肝腎なヤオコーには行かないと。皆野の町民の中で道の駅で生活物資を購入するという人はほとんどいないと思う、ほとんどいないと言うと語弊があるかもしれませんが、そうはいないと思うのです。肝腎のお買物の場所を通らないお買物便では意味がないですし、先ほど質疑の中で聞き落としたのですが、現状のこの町営バスに対する補助金と、それから収支、それらを聞いてみておけばよかったのですが、それらを考えても、こんな大幅なルート変更は、利用者を減らすことはあっても増やすことはないのではないか。加えて、先ほども言ったとおり、この町営バスのルート変更では、今までバスが通っていなかったところにはほとんど通らない。先ほど来言っていますけれども、皆野町の上手のほう、皆野駅から秩父方向の大浜、木毛方面まで、議長さんの住宅方面から行くバスは全然通らないわけですね。これだったら別便として、先ほどから何か出ていますけれども、金崎から国神、大淵を抜けて大浜に来てというようなのを別便としてループでつくるようなものを、これがデマンドになるか路線バスにするかは分かりませんが、そういう考えだってあるわけです。そういう考えがあったかなかったかは分からないけれども、少なくとも議会議員の中ではそういうことを考えている人が少なからず少なくともいるわけです。そういう意見を考えないで、自分たちの中だけで机の上で鉛筆なめてつくったのでは。しかも、このルート変更について現状で、何人の町民の方が納得して、こうなるのだねと知っている人がいるのか。ここで決めてしまったらもう変えられないわけですから、何年か。何でこんなことにしたのだよと言われたときに、果たして議員の皆さん、言い訳が利きますか。私は、どう考えても言い訳ができないので、この案に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（林 太平議員） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（林 太平議員） 賛成多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第9、議案第28号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第28号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

学校給食センターの移転及び建て替えに伴い、所在地を変更するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 議案第28号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、町長の説明にありましたとおり、学校給食センターの所在地を変更するためのものでございます。

改正の内容は、議案の後ろにつけました新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表をお開きください。表の右側、現行の所在地、「皆野町大字皆野1635番地1」を、左側、改正後では、「皆野町大字皆野2076番地4」にいたします。

1枚お戻りいただきまして、条例本文を御覧ください。後段、附則でございますが、施行期日を令和8年9月1日といたします。

以上、議案第28号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第10、議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、官公署への出頭に関する特別休暇に、被害者参加人を追加するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本賢伸登壇〕

○総務課長（橋本賢伸） 議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、内容をご説明いたします。

議案の後ろに添付しております新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、人事院規則の改正に伴い、職員の特別休暇について定める第14条第2項の第2号、官公署への出頭に関する休暇の対象に「被害者参加人」を追加するものでございます。

改正条例本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和8年6月1日から遡及適用させるものでございます。

以上、議案第29号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ちょっとお伺いします。

被害者参加人というのはどういう人なのか。立場。証人とか参考人のほかにこの被害者参加人というのは、どういった立場の人なのか。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

被害者参加人とは、殺人、傷害、危険運転致死傷などの一定の重大犯罪や性犯罪などの被害者やその遺族が、裁判所の許可を得て刑事裁判に直接参加する制度を利用する人を指します。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第11、議案第30号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第30号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法施行令が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子） 議案第30号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

改正条例本文の次に添付してあります新旧対照表の1ページを御覧ください。令和7年度の税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられますが、介護保険法施行令の改正により、令和8年度介護保険料の算定に限り、控除額引上げをなかったものとする特例措置が行われます。

附則第9条第1項の改正は、令和7年度と令和8年度の町民税非課税者については、この特例措置で保険料段階が上がってしまわないよう、税制改正前の基準算定を用い令和8年度分の保険料を減免するものです。

2ページになります。第2項は保険料の額の算定について、第3項は保険料の減免申請の簡略化について規定するものです。

改正条例本文にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用するというものでございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時35分

○議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎次会日程の報告

○議長（林 太平議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

明日11日は、午前10時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。

————— ◇ —————

◎散会の宣告

○議長（林 太平議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時35分

令和 8 年第 2 回皆野町議会定例会 第 2 日

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 3 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について（皆野町新・学校給食センター（仮称）建設工事）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 2 号 財産の取得について（新学校給食センター食缶等）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 3 号 令和 8 年度皆野町一般会計補正予算（第 1 号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 4 号 令和 8 年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 5 号 令和 8 年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度皆野町一般会計補正予算（第 1 0 号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 4 号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、討論、採決

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前10時00分開議

出席議員（12名）

1 番	新	井	健	司	議員	2 番	倉	林	郁	雄	議員
3 番	黒	澤	広	治	議員	4 番	大	塚	鉄	也	議員
5 番	林		太	平	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	新	井	達	男	議員
9 番	林			豊	議員	10 番	四	方	田	実	議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒	澤	栄	則	副 町 長	長	島	弘
会 計 兼 管 理 者 会 計 課 長	若	林	直	樹	教 育 長	新	井	孝 彦
総務課長	橋	本	賢	伸	企 画 財 政 課 長	嶋	田	政 則
町 民 生 活 課 長	山	田		厳	福 祉 課 長	青	木	陽 子
健 康 課 長 こ ども 課 長	太	幡	和	也	参 事 兼 税 務 課 長	新	井	敏 文
産 業 観 光 課 長	三	橋	博	臣	建 設 課 長	吉	岡	明 彦
教育次長	白	石	純	一				

事務局職員出席者

事務局長	持	田	和	久	書 記	黒	沢	倫 之
------	---	---	---	---	-----	---	---	-----

◎開議の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（林 太平議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（林 太平議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第1、議案第31号 工事請負契約の変更契約の締結について（皆野町新・学校給食センター（仮称）建設工事）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第31号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町新・学校給食センター（仮称）建設工事の工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 議案第31号 工事請負契約の変更契約の締結についてのご説明を申し上げます。

本件の工事名は、皆野町新・学校給食センター（仮称）建設工事でございます。令和7年7月の皆野町議会臨時会におきまして、当建設工事の当初契約、締結議案の可決をいただいた以後、完成に向けて鋭意事業を進めているところでございます。事業を進める過程におきましては、不測の事態など設計内容の変更を要する状況が発生する都度、発注側と受注側の協議により解決を図ってまいりました。これらの変更内容を設計積算した結果、請負金額増額の必要が生じたものでございます。

工事の履行期限は、令和8年7月10日で変わりございません。

請負金額は、変更前7億7,220万円を、変更後7億9,173万6,000円に1,953万6,000円の増額でございます。

請負業者、埼玉県秩父市宮側町14番16号、守屋八潮建設株式会社、代表取締役、山口浩人との契約でござ

ざいます。

以上、議案第31号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） ちょっと確認ですが、地中埋設解体撤去について、掘削に対してのコンクリート基礎が露出とあるのですけれども、实际的にこの面積的にコンクリートというのはどのくらい出たものか、ちょっと確認したいと思います。

それと、同じくその下の排水処理槽の掘削、山留め工事、これについて湧き水が発生したというふうになっているのですが、水量的にどのくらい水量が発生したものか確認をしたいと思います。

それと最後に、こちらの受注者、守屋八潮建設ということなのですから、实际的に地元業者はどのくらいこの中に入っているか等も確認したいと思います。

以上3点です。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 2番、倉林議員のご質問にお答えいたします。

まず、地中埋設物の解体をいたしました面積ということですが、申し訳ありません。面積については、手元で把握しているものはございません。数量としましては106立方メートルというふうな把握をしてございます。もともとアスファルトで覆われた駐車場であったところでございまして、アスファルトを剥がして工事を進行しているところで、こういったコンクリートの構造物が露出をしたというものでございます。

それから次に、山留めの工程の中の湧き水が生じたところ、水量というご質問でございしますが、工事を安全に進行するためにポンプを使ってくみ出しをしております。それを全部の水量までははかってございません。ですので、水量については把握がございません。

それから、請負業者、守屋八潮建設の請負ですけれども、その中で地元業者をどのくらい使っているか、大変申し訳ございませんけれども、今手元に資料がございません。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 最終的には、これはくいを用いた山留め施工ということで工事を変更したということですが、当初の工事内容とはそういうふうに変ったということでしょうか。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） お答えいたします。

排水処理槽という構造物を地中に建造する工程でしたが、地面を掘り下げた際に湧き水が発生しまして、それが不測の事態であった部分でございまして。湧き水によってもととの地山が崩れてきてしまいますと、現場作業員の安全に関わるものでございますので、それを協議した上でくいを打って、矢板という木の板をはめて壁を造りまして、その中で排水処理槽の建設を進めるというふうな工程が最適であろうというふうになったものでございまして、当初の設計にはなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 分かりました。それでは、後ほどで結構ですので、地元業者、どのくらい入って

いるのか、それを確認したいと思います。

以上です。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

9 番、林豊議員。

○9 番（林 豊議員） 9 番、林豊です。変更というか、同額の額なのですが、全体から見れば個人的には大きな金額ですが、工事の大きさから見ればそんなに大きい額ではないですが、今の主な変更内容ということで3点資料としてついているのですが、それぞれの割り振りというか、ざっと2,000万円ぐらいだと思うのですが、それぞれにどれぐらいずつかかったのかということが1点と、細かい額でなくても結構です。だから、割合で幾つ、全体を10として何対何対何ぐらいでもいいですし、そのぐらいの形で教えてください。

それから、最初の地中埋設物解体撤去、先ほど今の答弁ちょっと聞きますと106立米ということですから、深さ1メートルのプールで換算すると約20掛ける50、50メートルプール1つ分ぐらいがあったというふうに理解したのですが、でもそれは結構でかいですから、敷地から考えるとその大きさというのは随分広いので、見積りの段階でそれがなぜ分からなかったのかなという疑問がちょっと湧いたので、その辺はどうなのかなと思ったので、この点についてもちょっとお聞きしたいと思います。工事してみても初めて見つかったというので、ちょっとずさんかなという気がしますので。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（林 太平議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 9 番、林豊議員のご質問にお答えいたします。

まず、主な変更内容をお示しした中のそれぞれのおおよその金額でお伝えしたいと思います。地中埋設物解体撤去につきましてはおおよそ150万円、排水処理槽の掘削、山留めにつきましてはおおよそ1,800万円、ガス警報器の設置につきましてはおおよそ200万円でございます。

それから、地中の露出したコンクリートにつきましては、工事の事前にはボーリング調査等で地質の調査は行っておりますけれども、その際にはその部分には行き当たりませんでした。また、先ほど申し上げたとおり、アスファルトで覆われた駐車場というふうなところで、その地中に隠れていたというか、そういったものが予見はできなかったというものでございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 9 番、林豊議員。

○9 番（林 豊議員） 9 番、林です。結構だと思います。金額を見ればほとんどこの排水処理の関係ですから、これでほとんど今回の変更の内容になるので、逆にもし地中埋設物のほうがえらい金額がかかるのであれば、事前に何でと思ったのですが、この程度であれば仕方ないのかなという感じもしますし、個人的な興味で言えば、何でこんなでかいものが地中に入っていたのかなというのはありますが、もともとの用途から考えると多少なり予想できたのではないかなという気がします。全体の額に比べて大した金額にもならないし、大まかなところはこの排水処理のほうで、そちらのほうは先ほどの答弁にもあったように、工事関係者の安全面等を考えれば当然のことですので、理解いたしました。

結構です。ありがとうございました。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第2、議案第32号 財産の取得について（新学校給食センター食缶等）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第32号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

新学校給食センターの建設に伴い、食缶ほか給食用具を更新するため、当該用具を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 議案第32号 財産の取得についてのご説明を申し上げます。

新学校給食センターの建設と併せ、皆野町新学校給食センター整備基本計画に基づいて、経年の使用により保温性能の低下や損耗が生じている食缶、容器類等を更新し、温かくおいしい安全な給食の提供を図るものでございます。

取得財産は、食缶ほか給食用具一式、取得方法は指名競争入札、取得金額は1,466万9,600円、取得相手は埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目17番地1、株式会社中西製作所北関東支店、支店長、渡邊俊弥でございます。

以上、議案第32号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 33 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第 3、議案第33号 令和 8 年度皆野町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第33号 令和 8 年度皆野町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 議案第33号 令和 8 年度皆野町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ337万1,000円を追加し、総額を54億5,237万2,000円とするものです。

第 2 条は繰越明許費について定めたものです。

次の 2 ページから 3 ページが第 1 表、歳入歳出予算補正です。

4 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費は、小型動力消防ポンプ付水槽車購入費について設定するものです。中東情勢によって材料の調達が困難となっており、年度内の納車が見込めないため翌年度へ繰り越すものです。

次の水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書 3 ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。2 段目、款16県支出金、項 2 県補助金、目 5 教育費県補助金、節 2 学校教育費県補助金、給食費負担軽減県交付金1,784万6,000円の追加は、小学校における給食費の負担軽減を図るため交付されるものです。

2 段下、款17財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地建物貸付収入、建物貸付収入

（企画財政課）60万円の追加は、道の駅みなの拡張予定の敷地内にある建物を酒造タンクの一時保管場所として貸し付けることによるものです。

1 段下、款18寄附金、項 1 寄附金、目 6 土木費寄附金100万円の追加は、町道金沢 1 号線道路整備工事のための寄附を受け入れるものです。

1 段下、款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 財政調整基金繰入金1,694万2,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。1 枚おめくりいただきまして、5 ページからが歳出です。

なお、各費目において、職員の異動等に伴う人件費の補正を行っております。

6 ページをお開きください。1 段目、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 交通政策費、節14工事請負費、防犯カメラ設置工事費33万4,000円の追加は、新たに 2 基の防犯カメラを設置するものです。

その下、目 7 企画費、節12委託料、地域活動の持続化検討業務委託料102万7,000円の追加は、地域活動の課題について町民と話し合うワークショップを行い、持続的な地域運営を目指すものです。

その下、節18負担金、補助及び交付金、地域活性化起業人負担金305万円の減額は、道の駅みなのリニューアル事業における地域活性化起業人について、当初 1 年間見込んでいた業務委託を半年間に変更するものです。

同じく節18の中の公民連携研修会分担金99万円の追加は、道の駅リニューアル事業における官民連携の手法について、職員の知識の習得を目的とした民間の研修プログラムに参加するものです。

8 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 4 国保・保険年金事務費、節18負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付費負担金918万1,000円の増額は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への負担金であり、再算定により負担金の見込額が増えるものです。

9 ページを御覧ください。2 段目、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費、1 枚おめくりいただきまして、次の10ページに移ります。節11役務費、証明書取得手数料10万円の追加は、空家調査員が法務局において公図や証明書を取得するための費用を計上するものです。

12ページをお開きください。2 段目、款10教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 7 報償費、講師謝金13万6,000円の追加は、食育の取組としてシェフ給食を行うものです。これは、大宮パレスホテル総料理長の監修の下、味覚の事業やシェフが作る給食を通じて児童に食の楽しさを伝えるものです。

15ページをお開きください。2 段目、項 6 保健体育費、目 2 学校給食費、節12委託料、警備委託料36万円の追加は、新学校給食センターにおける警備委託料のうち、警備に必要な機器を設置する費用です。

なお、本補正におきましては、令和 7 年度の一般会計補正予算（第 9 号）におきまして、債務負担行為を設定していた予算について、改めて歳入歳出予算に計上するものです。

16ページからが給与費明細書です。

以上で令和 8 年度皆野町一般会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

3 番、黒澤広治議員。

○3 番（黒澤広治議員） 3 番、黒澤です。1 点質問させていただきたいと思います。

9 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費の関連事業として質問させていただきたいと思います。毎年、小規模水道組合の水質検査が行われております。昨年度 P F A S 等の検査が追加され、昨年度分は町から全額負担していただき、大変ありがとうございます。その後、そのときに今後の毎年の水質検査等に関わる金額はどうかと質問したところ、やはりもうこれは決められた検査だということ

に入ってきておりますので、結局、今度は小規模水道組合のほうで負担することになるかと思います。そうした中、今年度の検査の状況を最初にお聞きしたいと思います。何か組合のほうに町から通知が来ておりました。それが金額等を見てもみますと大変な増額になっております。ですので、ちょっと8年度分からの町の今現状を最初にお聞きしたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 太平議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田 徹） 3番、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、今年度検査の状況でございますが、例年同様年2回、春と秋、4月、10月のスケジュールで検査を実施いただきます。それと、次の今年度の状況でございますが、先ほどご質問の中で触れていただきましたとおり、P F A S検査、いわゆる有機フッ素化合物の含有率の検査の関係でございますけれども、令和7年度におきましては、法定水質検査になっておりませんことから、住民の皆様の不安を払拭するために実施をする中で、全額町の負担を行ったものでございます。ただし、この4月から法定検査になってございます。小規模水道組合におかれましては、50人以上または10世帯の組合様におかれましては、埼玉県条例に基づく検査の実施が義務づけられております。法定検査にP F A Sがなったこと、また県条例においても同様にP F A S検査を年2回以上実施することが義務づけられたことから、正式に他の検査と同様に、今年度からはご実施をいただく格好になってございます。正式な項目に含まれたご関係につきましては、他の検査項目と同様に町の補助は2分の1ということで再計算し、相当の額をお願いする形になってございます。

ちなみに、昨年度の組合様の負担の額が、令和7年度1組合当たり8万5,580円でございます。今年度は、有機フッ素化合物P F A S検査を含めたものが17万5,780円となっております。

繰り返しになりますが、法定検査に含まれたこと、総じて2分の1の負担を改めてお願いしたことにつき増額となった関係でございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 黒澤広治議員。

○3番（黒澤広治議員） 分かりました。今、答弁していただいた中で、やはり金額のところで、昨年度まではいつも半額負担、2分の1の負担を町からしていただき、残りの8万5,508円ですか、それが組合の負担ということで世話になってきたわけですが、そのP F A Sの検査料等の検査料が今年度から法定的に実施されるということになりますと、これから毎年、今、金額的に見ても、前年度から見ますと約倍の金額、17万円以上の組合の負担が出てくるということです。この金額が果たして組合として毎年これだけの金額を出してまで払っていけるか、維持していけるかということがとても心配になります。実質、私も小規模水道組合の一つの会員です。私どもの水道組合では14軒、地域に軒数がありますけれども、水道組合そのものは12軒ぐらいいしか水道組合に入っておりません。そうした中で、この小規模水道組合は10軒以上から50軒が小規模水道組合になっておりますけれども、この小さな水道組合がこの倍額の維持費を出して検査をして維持していくというのは大変なことだと私は思います。今まで町のほうから2分の1、今回、今年度も2分の1ということで答弁をいただきましたけれども、今後これが毎年になってきますと、これは本当に間違いなく維持ができなくなると思います。

そこで、町としてP F A Sの検査の町負担分の増額等を今後等の補正とかで考えていただけるかどうか、ご検討いただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 黒澤議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

組合の負担が一定額上がってくるということでございますので、一旦受け止めさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 黒澤広治議員。

○3番（黒澤広治議員） どうもありがとうございます。ぜひ検討していただき、町からの補助金、助成を増やしていただけるよう切に要望し、質問に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。6 ページの公民連携研修会分担金、この99万円の内容について、先ほど企画財政課長のほうからは、道の駅に関係したということで話がありましたが、もう少し細かくこの公民研修会ですか、これはどのような研修をやって、町からは、これからそれに担当する方がどのような取組で関わっていくのか、その関わり具合についてもひとつ分かる範囲でご説明願いたいと思います。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 12番、宮原議員からのご質問にお答えいたします。

予算書6 ページ、下から3 段目にございます公民連携研修会分担金99万円に関するご質問でございます。こちらにつきましては、この4 月から当課におきまして、道の駅みなののリニューアルの担当を設置して検討を始めたところでございます。そうした検討を始めて2 か月余りたったところでございますけれども、やはりこの道の駅みなののリニューアルという大きな事業を進める上で、今後の開発、計画を進めていく検討する中におきましては、地域の経済的な拠点はもちろんですけれども、住民のコミュニティーの場ですとか、いろいろな役割が道の駅みなのには必要になってきていると考えております。こういった取組を進めていくためには、やはり官、こういった行政だけではなくて、民間企業ともしっかりとした連携をしながら進めていくということが必要だということを感じているところでございます。

そこで、今回こういった民間のスクールに応募、申し込んで研修を受けさせていただきたいというのが本件の趣旨でございます。具体的に申し上げますと、こちらのスクールは、一般社団法人官民連携事業機構が主催しております都市経営プロフェッショナルスクールというものでございます。こちら研修期間といたしますと、今年の7 月から年明けた令和9 年の2 月までの期間でございます。様々な講義、オンラインも含めまして30 回程度の講義を受講するとともに、課題図書、公民連携に関する図書、そういったものを読みましてレポートを提出する、そういったものもございます。また、現地、先進地における視察、そういったものの研修会も年間3 回ほど予定をしております。こうした民間連携の現場を見たり、実際に経験した方々のお話を聞くことによって職員の知見を深めてまいりたいというものでございます。参加を想定しておりますのは、現企画財政課におきまして、道の駅リニューアルプロジェクトの中心としてこれから担っていただく職員を1 名派遣したいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の課長に説明いただきましたが、もう一つ私も納得いかない点がありますので、申し上げますけれども、この研修について、今1 名の職員を研修会に派遣するという話がありましたけれども、1 名を派遣するのに99 万円の予算は必要なのですか。その辺のところをもう一度説明してみてください。

さい。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 再質問にお答えいたします。

職員1名を派遣するために受講料として99万円が必要になるものでございます。また、関連をいたしまして、今回の補正予算、同じページでございますけれども、現地視察3か所行きますけれども、そういったところへの旅費、それから宿泊費等で、費用といたしまして30万円ほど補正予算で計上させていただいております。また、様々な勉強のための図書の購入としても10万円の予算を計上しているところでございます。

町といたしましても、こういった研修に大きな費用がかかるというところで、内部でも検討させていただいた結果でございます。学んできた成果につきましては、道の駅リニューアル事業の検討に生かすとともに、またそこで得た知見というものは組織の中でしっかりとほかの職員にも共有をして、有意義な研修にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 職員の、早く言えば研修に充てるのだということだと思いますけれども、確かに何か新しいことをやる、または職員が研修するについては、私はこれは必要だと思うのです。これは駄目だという質問をしているわけではございませんので、ぜひ積極的に研修には取り組んで、町も予算をつけてやるという方向でやっていただきたいと思います。それに絡んで、町長にこれからの他の課あるいは職員に対してもこういった研修等がある場合には積極的に補助をしてやるという方向で、私はぜひ取り組んでいただきたいと思います。町長はその点について、これからぜひひとつ積極的に取り組んでいただくようにお願いするところですが、町長の考えをお願いします。

○議長（林 太平議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 12番、宮原睦夫議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

私も庁舎内の職員の能力が上がっていくこと、これが組織にとって大変必要なことだと思っておりますので、この人材育成には必要な経費をしっかりとかけていくというつもりで対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。何点か質問と、それから要望を1つお願いしたいと思います。

先ほどと同じ6ページの目6 交通政策費の中の節14工事請負費、防犯カメラ2台ということですが、場所が分かっているようでしたら教えてもらいたいのと、それから現状で今、町設置の防犯カメラが何台になったのか教えていただきたいと思います。

これに関連して、これは全く違う課なのですが、3年ほど前に、観光関係で、部署は全く違うのですが、大浜地区の坂を上ってきたところの道しるべといいますか道路標識といいますか行き先表示で、あそこを上がってくると変形の十字路なものですから、駅方向に行くのに左折するような感じになるのですけれども、その辺のところよく間違われるので、そういう案内板を設置してほしいということを地元の住民からお話をもらいまして、早速産業観光課のほうにお願いをして、臨時的な措置として紙のようなものでつ

けてもらったのですが、いつの間にかなくなっていたのに、去年ですか、気がついて、何とかしてくれとお願いしたつもりだったのですが、これは当初予算のときに気がついて言っておけばよかったのですけれども、予算に入っていないくて、「どうしたんだい」と言ったら「予算から漏れた」ということだったので、額的には本当に大したことではないですし、ほかのところでも同じようなものがありますので、現状これは破風山だと思うのですけれども、破風山からの帰りに皆野橋を経由して帰りに来ると、いわゆる大倉通りのほうへ左へ曲がれということに間違えることが多いのでということなので、お願いしたつもりだったのですけれども、これは防犯カメラとは直接的に大きく関わるわけではないのですけれども、道路の上につくものとしては同じかなということで、関連でお願いをしておきたいなと思います。

これからもまた多くの観光で歩いてくる方もいますので、大浜から皆野駅に行くのに非常に間違いが多いということ、地元のほうからの要請でもありますので、ご検討して、できれば夏前ぐらいにはできるとありがたいなと思うので、それは要望しておきたいと思います。

それから、今、宮原議員が言った、この公民連携研修会なのですが、その内容についてはあえて問いませんけれども、結局ちょっと内容とかどういう実態なのか。99万円という額というよりも、1人の人間がその期間、どれぐらいの頻度で町を、要するに役場を空けることになるのか。それともずっと行ってしまっているのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、そのすぐ上です。そのすぐ上でもない。節12委託料の中の持続化検討業務委託料というのですが、これ102万円、中身について、ちょっと額が張りますので、1つではないと思うのですけれども、どんなことについて使われるのかという内容を教えてください。

それから、ページ進みまして、10ページ上段の節11役務費、証明書取得手数料、これは先ほどの空き家関係でということだったのですが、これは職員が使うものなのですか、それとも昨日協力隊の中でも空き家対策という話が出てきていましたので、彼らが使うのか、その辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） 9番、林豊議員のご質問にお答えいたします。

まず、防犯カメラ設置箇所、2か所どこかということでございますけれども、親鼻橋を渡りまして金崎の交差点、こちらを映すところに1台、それと根古屋橋先の日野沢地内の交差点に1台、計2台を考えてございます。それと、昨年設置した台数ですけれども、町内15か所、15台を設置してございます。

以上でございます。

〔「トータルで、全体で。全部で15でいいの」と言う人あり〕

○総務課長（橋本賢伸） 全体で、昨年設置した数は15です。

〔「いや、今まで全部で」と言う人あり〕

○総務課長（橋本賢伸） 15台が全部です。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 林議員のご質問にお答えいたします。

予算書6ページ、節12委託料、地域活動の持続化検討業務委託料102万7,000円の内容についてご説明いたします。この取組につきましては、今年度から新たに始めたいというもので計上したものでございます。内容といたしますと、地域住民の方とのワークショップ、意見交換、こういったものを通じまして地域の

今の日常的なコミュニティ活動、こうしたことを維持していくために今後どういった取組が必要かということを検討してまいる事業でございます。この事業を行いたいと思いましたがきっかけとしては、まず人口減少の状況がより厳しい状況となっているというところがございます。先日、令和7年の国勢調査の速報が発表されましたけれども、当町の人口減少、回を追うごとに減少率が多くなっている状況でございまして、年間平均で174人減少しているという実態が見られました。

また、令和6年度から実施しているまちづくり地区懇談会におきましても、地域活動について、今は何とかできているけれども、やはりこの先将来10年となると継続できなくなるというようなご意見も多く聞かれます。一方で、明るい兆しでいきますと、昨年実施した総合戦略のアンケートでは、大学生の65%、高校生も47%が何らかの形で町の未来には関わりたいと思っていただいていること。それから、地域おこし協力隊や大学などと外の関わりができてきている。また、国においても今年度の後半からふるさと住民登録制度、こういったものが本格的に始まるという背景がございます。こうしたことから、今地域における活動、こういったものがどういう活動が行われているのか、また課題はどういうところにあるのか、そういったところを、今年度におきましては、地域の中でモデル地区を設定をいたしまして、いろいろ意見交換をして把握をしていきたいというものでございます。この事業については、来年度以降も継続をさせていただいて、またほかの地区に展開をしていくということを想定しております。こういった取組が今必要だと考えたところでございますと、今検討している道の駅みなのにおきましてもコミュニティの機能が必要だと思っています。それから、空き校舎、この活用についても、地域のコミュニティの機能というのにも必要になってくると思います。そういったことを検討する上でも、今のうちからこういった取組が必要だと考えたものでございます。

なお、実施に当たりましては、今年のまちおこし万博で基調講演をいただいた徳島大学大学院の田口太郎教授をアドバイザーとして招聘をする予定でございます。こちらの費用につきましては、全額が国の地域力創造アドバイザー制度による特別交付税を受けて実施するものでございます。

以上でございます。

〔「もう一点」と言う人あり〕

○企画財政課長（嶋田政則） 失礼しました。もう一点答弁が漏れました。

その2つ下、公民連携研修会の内容でございますけれども、こちら職員が実際に現地に行くなり研修に行くなりということもございます。しかしながら、やっぱり業務も持っておりますので、あまり長い期間というのは負担が多いということでございます。講義の内容につきましては、こういった時代ですので、オンラインでの受講、オンラインでのレポート提出が主となっております。実際に職場を離れるのは、現地視察の研修等で、年間でも15日程度ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田 巖） 私からは、10ページの節11役務費の証明書取得手数料についてお答えいたします。

皆野町空家等対策計画、7年の2月に策定してございまして、これに基づく空家調査員が取得するための手数料でございます。

なお、空家調査員につきましては、地域活性化起業人のアースシグナル株式会社、福島氏を委嘱してございます。

以上です。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） 先ほどの答弁で15台ということで答弁させていただきましたけれども、申し訳ございません。み～な公園のトイレに1台設置があるということで、16台でございました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（林 太平議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） お答え申し上げます。

大浜の交差点付近の看板ということでご要望ということでいただきました。議員のご質問の中にもありましたように、紙のようなもので急場しのぎがあったのだけれども、なくなったのでしっかりとしたものというご要望だと思います。しっかりとしたものということになりますと、私も現地を何度も見ておりますが、民地にもなかなか余裕がなく、そうすると電柱への共架であるとか、あるいは県道の占用等も発生してくるものかなと思います。そうしますと、占用許可を取るに当たっても共架をするに当たっても、やはり本当にきちんとしたものを造らないといけないというふうに思っております。そうした中で、他の場所の看板との優先順位等も考慮しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 太平議員） 林豊議員。

○9番（林 豊議員） ありがとうございます。いろいろと細かい点まで大体分かってきました。先ほどの公民連携については、大体そんなことかなと思ったのですが、ただ、何について、具体的に何のためにやるのかということが見えてこないと受けるほうも非常に負担が今回、今言われたように業務をやりながらということになると、正直非常に負担が大きいと思うのです。大体あの人がやるのかななんていうふうなことを考えつつ思っても、そうするとでも仕事もあるし大変だなというのが正直ありますので、あんまり負担にならないようにといっても、向こうのスケジュールもあるので、簡単にはいかないので、いろいろ考慮してあげてください、受講者については。

それと、カメラに関しては16台、随分増えてきたなと。最近は本当に熊が出るとかなんだのかんだのというのがありますから、人間ばかりではなくて本当に必要なものだなというふうな実感があります。ですから、できるだけいろんなところにあったほうがいいのかと。そうすると、変なことはできないなというふうに自分でも思いながらカメラは増えるなというふうに実感をしています。

それから、企財課長の答弁にありました、いわゆるこの地域活動持続化検討は金額が大きいのです、私なんかの印象で言うと。言われるような中でよく出てくる、ワークショップというのを言われていても、正直何をどうするものやらというのが想像がつかない人が多分、知ったような顔をしていてほとんど多いと思うので、もう少し具体的に、今までで言うところのことをやるものなのだよということを改めて説明していただきたいのと、実はうちの地区では10年、もうちょっと前かな、七夕まつりというのをやっていたのです。通りを使って。七夕まつりのほうが、正直言いまして、地元の人たちについて言えば、音頭まつりの100倍ぐらい有効なのです。音頭まつりは何にもならないけれども、七夕まつりはいいよねというのがあったのです。それに対する補助金が35万円、たった35万円です。でも、それでもすごくいいお祭りができました。竹なんかにしても何本もすぐそこに竹やぶが大きいのがありますので、行って切ってきたり、非常にそれぞれのつながりがあった。ただし、そういったことを主でやっている人たちも年齢が上がってきているのです。現実になってくるとそういったこともあってできなくなったなというところがあ

ります。

だから、そういう造り上げるというか、今、町のほうの指導もあって、体操であるとかいろんな事柄について、比較的区長さんも積極的な方なものですから、他の区に比べても、特に男性の参加が多いとか、いろんな形で評判がいいなと思っています。なので、そういったことも考えてというとおかしなものですけれども、実際にはなかなかそこまでいくところというのは少ないと思うのです。どうしたらそんなふうになるのか、それともそこまで手を貸す必要がないのか。または地域おこし協力隊なんていう名前が出てきますし、昨日も私質問しましたがけれども、彼らの活動というのは、地域地域にと言っている割には、少なくともうちの近所ではほとんど関わりがないのです。彼らのお土産屋さんの前にしても、周り中みんな独居老人ばかりなのです。だから、何とか部の中にごみ出し支援なんてのはあるけれども、現実にはやっているのを見たことないし、そういうことが必要になってくるだろうと思われるのだけれども、それらのことについて積極的に意見なりも出てきていないし、だから批判的なことになってしまう、協力隊に対して。

それから、多岐にわたってしまうのです。長生荘のお風呂なんかにしても、つい5年、10年前まではうちのほうからも通っていた人いたけれども、やっぱり足がなくなってしまうて行けないとか、そうすると、ぜひとも中心部に造ってもらえないかなあなんていう話が本当にふつふつと沸き上がってきているのです。それらこれらで100万円程度少なそうに見えますけれども、毎年毎年という、積み上げていくとそういういったものができる金額ぐらいにすぐになってしまいますから、何をしていくか、また対老人、これは対子供についてもそうですけれども、今やらないとどんどんいなくなってしまうから、できるだけ早急に対策というか対処できるのであれば、すぐやってもらいたいと思います。だからこそ、こんなこと言うと怒られますけれども、協力隊の550万円はでかいなというふうなところがあります。町長にその辺の検討をお願いをして、あとの件については今の答弁で大体了解いたしましたので、町長、頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 2番、倉林です。ページ数が4ページになるのですが、参考までにちょっと1点確認したいのですが、消防費、小型動力消防ポンプ付水槽車3,250万円ですが、これは1台で3,250万円なのですか。それと、現在町の消防の備品として何台保有しているのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

ちなみに、小型動力というのは、この間消防訓練のときに見た大きさでよろしいのでしょうか。その辺の規模をちょっと教えてください。

○議長（林 太平議員） 総務課長。

○総務課長（橋本賢伸） 倉林議員のご質問にお答えいたします。

予算書4ページ、繰越明許費の水槽車購入費でございますけれども、こちらは1台分の予算でございます。それと、水槽車につきましては、消防団で1分団に1台、第2分団に1台、第5分団に1台、計3台でございます。小型動力ポンプにつきましては、可搬式の動力ポンプでございまして、1分団を除くそれぞれの分団に配備をしております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 分かりました。いずれにしても、先般秩父のほうも山火事がありましたので、ぜひ防災ということで、備えあれば憂いなしということですので、今後も引き続き各分団のほうにはこのような設備をよろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

1番、新井健司議員。

○1番（新井健司議員） 1番、新井健司です。2点質問させていただきます。

3ページ、歳入のところで、項1財産運用収入の目1財産貸付収入、建物貸付収入（企画財政課）で60万円、先ほど酒造タンクという説明がありましたが、もう少し詳しい内容をお聞かせいただきたいと思います。

それと8ページ、目5老人福祉センター費の備品購入費5万円について説明をお願いします。

以上2点、お願いします。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 1番、新井健司議員からのご質問にお答えいたします。

予算書3ページ、財産貸付収入60万円に対するご質問でございます。こちら、道の駅みなもの今後拡張を予定している用地にございます建物1棟を貸し付けしているものでございます。こちらの貸付けをしている理由でございますが、町内でラム酒の酒蔵を行いたいという事業者、そういった計画を持っている事業者がございまして、そちらに対する企業誘致の観点、それから道の駅みなものとしてまだすぐに手がつく状態ではございませんので、普通財産として貸し付けての財産収入、そういったところを目的とした取組でございます。このラム酒酒造を事業として行いたいと計画している業者でございますけれども、先行して酒造用のタンクを購入をしてございます。それが非常に大きいものですから、それを置く場所として今お貸ししている状況でございます。

なお、道の駅みなもの用地については、今後町のほうで具体的な計画を定めていくものでございますので、今貸しているこの酒造の業者にその場所を使うということを約束をしているというものではございません。契約期間といたしましては、令和9年の7月31日まで、あと1年ちょっとという期間で今設定してございます。その時期までには、また町のほうでも今後の整備計画等を定めまして、その後どうするかというところを検討してまいりたいと思います。

また、町内で創業してもらいたいという希望がございまして、企業誘致の観点で産業観光課とも連携しながら、町内の代替地、ほかの候補地の情報提供をするなど進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

私からは8ページの下段、老人福祉センター費の備品購入費5万円の理由でございます。こちらは長生荘の利用促進を図るに当たり、高齢者がスマホやパソコンを活用し、介護予防、認知症予防に取り組むことができるよう、いわゆるWi-Fi機能のためのモバイルルーターの一式の購入費の計上でございます。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） 新井健司議員。

○1番（新井健司議員） ありがとうございます。備品購入費はよく分かりました。ぜひとも活用してい

ただきたいと思います。

それとラム酒、私もお酒が大好きです。秩父では皆野だけお酒がないという状況ですので、ぜひとも企業誘致していただいて、皆野はラム酒、そのほかにも恐らくジンとかこれから造っていただけるといいますので、ぜひとも力を入れて企業誘致に取り組んでください。

要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎補足答弁

○議長（林 太平議員） 次の日程に入る前に、2番、倉林議員から先ほど質問がありましたのを教育次長から回答したいということなので、よろしくお願いいたします。

教育次長。

○教育次長（白石純一） 先ほど議案第31号、学校給食センターの建設事業に関しまして、2番、倉林議員からご質問のありましたところ、お答えが漏れていた点、ご報告いたします。

町内業者に関しましてですが、4社でございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第4、議案第34号 令和8年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第34号 令和8年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 山田 厳登壇〕

○町民生活課長（山田 厳） 議案第34号 令和8年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ9億3,180万2,000円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金282万2,000円の減額は、職員人事異動に伴う人件費の補正により事務費繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。4ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費282万2,000円の減額は、職員人事異動に伴う人件費の補正を行うものでございます。

5ページ以降は給与費明細書となっております。

以上、議案第34号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第5、議案第35号 令和8年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第35号 令和8年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子） 議案第35号 令和8年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に578万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億4,436万5,000円とするものでございます。

3 枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3 ページをお開きください。歳入でございますが、款3 国庫支出金、中段、款5 県支出金は、歳出予算の補正に伴い、法定された負担割合に基づき補正するものでございます。

下段、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目3 地域支援事業繰入金の補正は、歳出予算の補正に伴い、法定された負担割合に基づき補正するもので、目4 その他一般会計繰入金の減額は、職員の人事異動による繰入れの減額が58万円と、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用の繰入れ32万7,000円の補正でございます。

おめくりいただき、4 ページからが歳出でございます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の7万5,000円の増額は、職員の異動に伴う人件費分の減額と、介護保険システム改修費の委託料65万5,000円の補正でございます。

下段、款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費、目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正は、地域包括支援センターの職員の人事異動に伴う給与等の補正でございます。

5 ページ、款7 予備費でございますが、これらを調整いたしまして170万8,000円を減額するものでございます。

6 ページからが給与費明細書でございます。

以上、議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例の一部を改正する条例でございます。令和8年度の地方税制改正に伴いまして、皆野町税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 新井敏文登壇〕

○税務課長（新井敏文） 承認第3号 皆野町税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

令和8年度の地方税制改正に伴う皆野町税条例の主な改正は、個人町民税、固定資産税、軽自動車税に関するものでございます。改正条例本文の次に添付してあります新旧対照表の1ページを御覧ください。説明は主要な改正箇所について行い、法令改正による条項番号の変更や影響が少ない箇所等につきましては、省略させていただきます。

上段の第18条の3は、軽自動車税の環境性能割が令和8年3月末で廃止されたことに伴う改正で、納税証明書事項について「種別割」を「軽自動車税」に改めるものです。

3ページを御覧ください。下段の第36条の2から6ページの上段、第36条の3の3にかけての改正は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴うものです。

8ページ下段になります。第63条は固定資産税の免税点について、家屋にあっては20万円を30万円に、償却資産にあっては150万円を180万円に引き上げるものです。

9ページ上段の第80条から16ページの中段、第91条の改正は、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴う改正となります。

19ページになります。上段の附則第7条の3の改正は、個人町民税の住宅借入金等特別控除額について、適用期限を5年間延長するものです。

26ページになります。下段の附則第15条の2から30ページの下段、附則第16条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことによるものです。

34ページになります。上段の附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

37ページになります。下段の附則第19条の3は、特定暗号資産に係る譲渡所得等について個人町民税の課税の特例を新設するもので、特定暗号資産を譲渡した場合には、他の所得と分離して税率100分の3の町民税を課税するものです。

改正条例本文の8ページを御覧ください。上段の附則でございしますが、第1条は改正後の条例の施行期日を定めております。

第2条から10ページの第4条までは、それぞれの税目に関する経過措置を定めております。

以上、承認第3号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。令和8年度の地方税制改正に伴いまして、皆野町国民健康保険税条例を一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 新井敏文登壇〕

○税務課長（新井敏文） 承認第4号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

令和8年度の地方税制改正におきまして、国民健康保険税に係る基礎課税額の課税限度額と減額の対象

となる所得の基準を引き上げる措置が講じられたことから、所要の改正を行うものです。

改正条例本文の次に添付してあります新旧対照表の1ページを御覧ください。上段、第2条第2項の改正は、医療分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものです。

中段、第21条第1項の改正は、第2条の改正に合わせて医療分の減額の限度額を改めるものです。

2ページを御覧ください。第2号及び第3号の改正は、世帯の軽減判定所得に係る被保険者の数に乘じる金額を改めるもので、5割軽減対象世帯は30万5,000円を31万円に、2割軽減対象世帯は56万円を57万円に引き上げるものです。

改正条例本文にお戻りください。附則でございますが、第1項は、施行期日を令和8年4月1日とし、第2項は、改正後の条例の経過措置を定めております。

以上、承認第4号の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。



◎承認第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度皆野町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年3月26日、令和7年度皆野町一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 承認第5号 令和7年度皆野町一般会計補正予算（第10号）について、ご説

明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206万9,000円を減額し、総額を60億236万4,000円とするものです。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正について定めたものです。

次の2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正です。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正です。町道金沢1号線道路改良工事について、もと繰越しを予定していた工事費に加えて、電柱移設などの費用も繰り越す必要が生じたため、繰越明許費の額を変更するものです。

その下、第3表、地方債補正は、県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金の確定により財源となる地方債の額を減額するものです。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。1段目、款2地方譲与税から、ページをおめくりいただきまして、4ページの2段目の款12交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付額の確定に基づくものです。

下から2段目、款19繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金4,524万8,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

次の5ページが歳出です。最下段款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節18負担金補助及び交付金、県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金206万9,000円の減額は、負担金の確定により減額するものです。

6ページが地方債に関する調書です。

以上で令和7年度皆野町一般会計補正予算（第10号）の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） ページ数が4ページのほうで、表の地方債についてですが、この補正後9,600万円、証書借入又は証券発行、利率についてちょっと確認ですが、こちらのほうが見直し時期というのは、これはどういうときに見直しがされるのか、ちょっと教えてください。

○議長（林 太平議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） ただいまの質問でございますけれども、こちら緊急防災・減災事業債の借入に伴う利率見直しの時期についてのご質問ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○企画財政課長（嶋田政則） 申し訳ございません、今、手元に資料がございませんので、確認して答弁させていただきます。

○議長（林 太平議員） いいですか。

○2番（倉林郁雄議員） はい。

○議長（林 太平議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。



◎日程の追加

○議長（林 太平議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第1号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 追加日程第1、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、荒舟久氏の任期が令和8年12月31日をもって満了となることから、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。



◎保留答弁

○議長（林 太平議員） 先ほど保留答弁になっておりましたところを企画財政課長から答弁いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 先ほど承認第5号における倉林議員からのご質問にお答えいたします。

こちら固定金利の借入れでございますので、利率の見直しはございません。

以上でございます。

○議長（林 太平議員） いいですか。

○2番（倉林郁雄議員） はい。



◎同意第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 追加日程第2、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、霜田実氏の任期が令和8年12月31日をもって満了となることから、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。



◎同意第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 追加日程第3、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員浅見秀子氏が令和8年12月31日をもって退任となります。つきましては、後任に小林歌織氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。



◎同意第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 太平議員） 追加日程第4、同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 同意第4号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員、小林歌織氏の任期が令和8年6月30日をもって満了することから、後任として矢部恵氏を任命したいものでございます。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 太平議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 太平議員） 追加日程第5、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 太平議員） 追加日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 太平議員） 追加日程第7、広報常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 太平議員） 追加日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 太平議員） 追加日程第9、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会改革特別委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（林 太平議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会について

○議長（林 太平議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（林 太平議員） これで本日の会議を閉じます。

令和8年第2回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 月 日

議 長 林 太 平

署 名 議 員 新 井 健 司

署 名 議 員 倉 林 郁 雄